

第六次春日井市総合計画 (中間案)

目次

第1部	はじめに	2
第1章	総合計画の策定にあたって	3
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の構成	3
3	計画の期間	4
第2章	総合計画策定の背景	5
1	本市の特性	5
2	本市を取り巻く社会経済情勢	5
3	本市の現状	10
第2部	基本構想	20
1	市の将来像	21
2	基本目標	22
第3部	基本計画	24
1	計画策定の趣旨	25
2	体系図	25
3	重点方針	27
4	各政策分野の取組み	29
	政策分野1 防災・生活安全	30
	政策分野2 健康・福祉	34
	政策分野3 子育て・教育	38
	政策分野4 市民活動・共生・文化・スポーツ	42
	政策分野5 都市基盤・産業	46
	政策分野6 環境	50
第4部	総合計画の実現に向けて	54
第1章	まちづくりの進め方	55
1	効果的・効率的な行政運営	55
2	市民協働の推進	58
3	地域資源を活用した活力の創出	60
第2章	総合計画の進行管理	62
1	成果指標	62
2	推進体制	62

第1部 はじめに

総合計画（基本構想と基本計画）の策定にあたっての基本的事項について定めています。

第1章 総合計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の構成
- 3 計画の期間

第2章 総合計画策定の背景

- 1 本市の特性
- 2 本市を取り巻く社会経済情勢
- 3 本市の現状

第1章 総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、1975年（昭和50年）に第一次総合計画を策定してから第五次総合計画に至るまで、長期的な展望に立った基本構想において市の将来像を掲げ、誰もが暮らしやすいまちづくりを着実に推進し、人口31万人を超える都市となりました。

将来にわたって持続可能な都市を築くためには、これまでのまちづくりを尊重しつつ、新たな時代にふさわしいまちづくりを進めることが求められています。

こうしたなか、2011年（平成23年）の地方自治法の改正により基本構想の策定義務はなくなりましたが、本市においては、これからも総合的なまちづくりを計画的に進めるための指針が必要であると考え、2016年（平成28年）12月に春日井市総合計画策定条例を制定し、市の最上位の計画となる総合計画を策定することとしました。

2 計画の構成

総合計画は、市政全般にわたる政策分野を網羅し、市の将来像や施策の基本的方向性などを総合的かつ体系的に示したもので、「基本構想」と「基本計画」の2つで構成します。

(1) 基本構想

将来にわたって魅力あるまちづくりを行うため、市の将来像及びその実現のための基本目標を示します。

市民と行政が共有し、ともにまちづくりを行う上での指針となるものです。

(2) 基本計画

基本構想の実現に向けた施策を効果的に推進するため、施策の基本的な方向性及び体系を示します。

総合的かつ計画的な市政の運営を進める上での指針となるものです。

なお、基本計画に掲げた施策を推進するための事業は、社会経済情勢のほか、中長期的な財政見通しと施策の進捗状況を踏まえて、毎年度見直し、効果的に実施します。

総合計画

基本構想

市の将来像 長期的な視点で実現をめざす本市の将来の姿

基本目標 将来像の実現のためのまちづくりの基本目標とその政策方針

基本計画

重点方針 基本構想の実現に向けた施策展開において重点となる基本的方針

**各政策分野
の取組み** 政策方針に基づく政策分野ごとのめざすまちの姿、現状と課題、施策とその基本的な方向性

個別計画 個別の行政分野に係る計画

事業 基本計画に掲げた施策を推進するために実施する具体的な取組み

3 計画の期間

「基本構想」と「基本計画」の期間は、次のとおりです。

(1) 基本構想

2018年度から2037年度までの20年間とし、大きな社会変化が生じた場合など必要に応じて見直しを行います。

(2) 基本計画

2018年度から2027年度までの10年間とし、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、中間年度など必要に応じて見直しを行います。

第2章 総合計画策定の背景

総合計画の策定にあたっては、本市の特性や本市を取り巻く社会経済情勢などを整理し、新たなまちづくりに活かしていく必要があります。

1 本市の特性

本市は、中部圏最大の都市の名古屋市に隣接し、鉄道・道路・空港などの利便性の高い交通網と快適な都市基盤を備えるほか、豊かな自然に恵まれたまちであり、名古屋圏を代表する住宅都市として発展してきました。

多くの人が暮らしやすさを実感する都市としての利便性、良好な住環境と豊かな自然が本市の特性といえます。

2 本市を取り巻く社会経済情勢

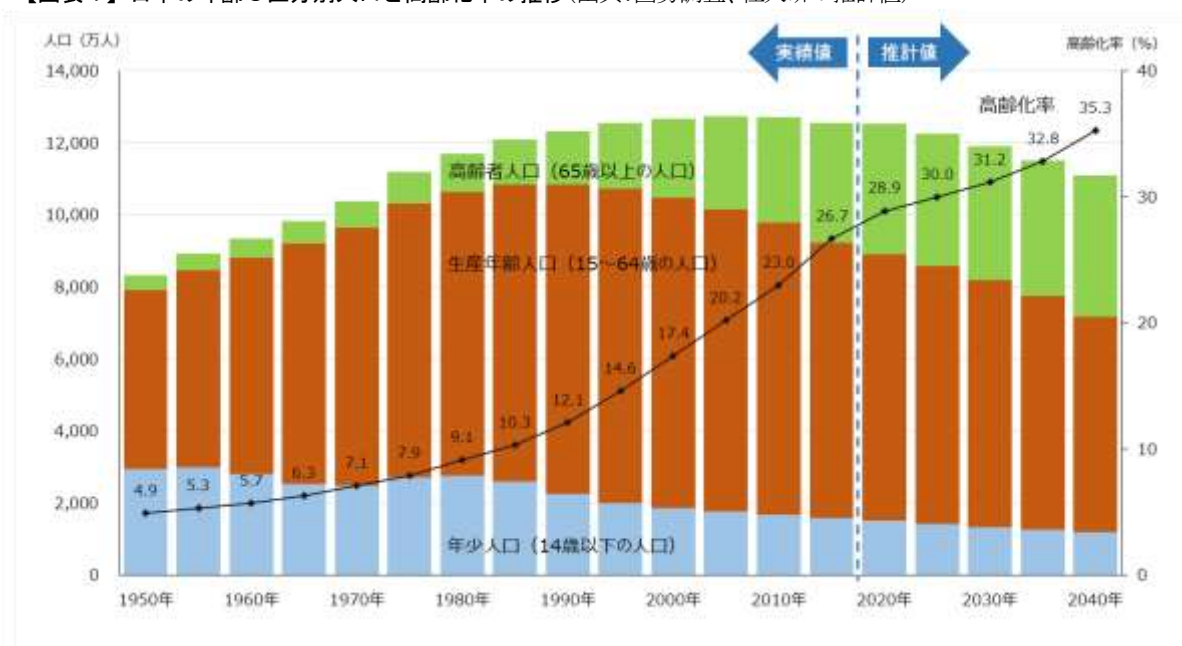
(1) 少子高齢化の進行・人口減少社会の到来

我が国の人口は、2008年（平成20年）の1億2,808万人をピークに減少局面に転じ、2016年には1億2,693万人と6年連続で減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位推計によると、我が国の人口は今後も減少し続け、2053年には1億人を下回ると推計されています。

年齢3区分別人口をみると、高齢者人口（65歳以上の人口）が増加し続け、世界に類を見ない速さで高齢化が進行しており、高齢化率はさらに上昇し続けると推計されています。

【図表1】日本の年齢3区分別人口と高齢化率の推移(出典:国勢調査、社人研の推計値)



2016年に国内で生まれた日本人の子ども数は、97万6,979人で、年間の出生数で初めて100万人を割り込みました。出生数の推移をみると1973年（昭和48年）以降は減少傾向が続いています。

【図表2】日本の出生数と合計特殊出生率の推移（出典：人口動態統計（厚生労働省））



こうした人口構造の変化により、年金や医療費などの社会保障費が増加するほか、労働力の減少による経済成長の低下、地域活動の担い手不足によるコミュニティの弱体化など、行政運営のほか地域経済や市民生活における様々な影響が懸念されています。

本市においては、引き続き少子高齢化を見据えた施策に取り組むとともに、様々な社会経済情勢の変化や、人口増加や都市の成長・拡大を前提とした社会から成熟した社会への転換に適切に対応することが必要です。

(2) 安全・安心意識の高まり

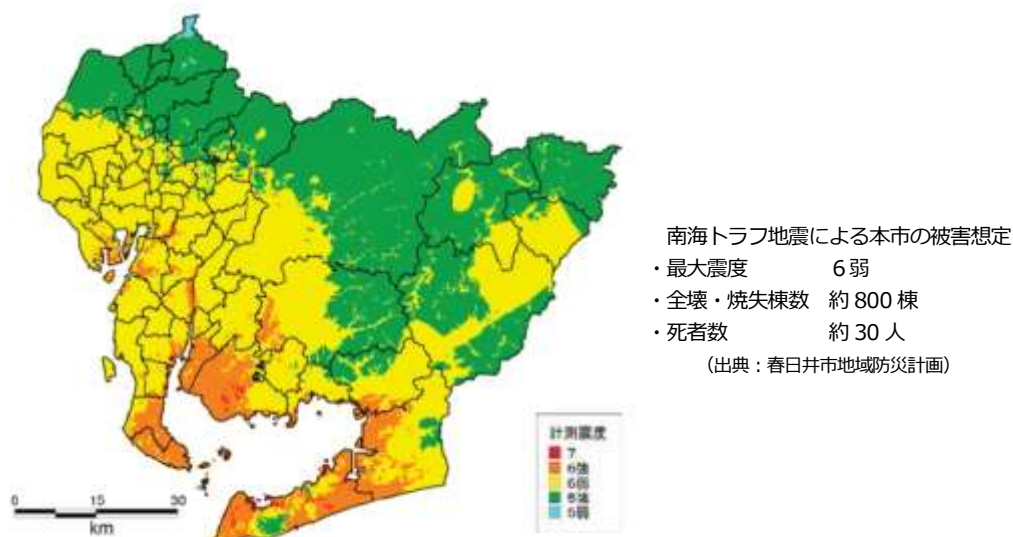
2011年に発生した東日本大震災は、防災に関する技術や体制への信頼を揺るがし、我が国の防災対策に大きな転換を迫る契機となりました。その後も全国各地において地震や局地的豪雨などの災害が発生しています。特に東海地方においては、近い将来に南海トラフ地震の発生が懸念されており、「自分の身は自分で守る」、「地域での助け合いが重要」といった防災意識が改めて強く認識されています。

また、子どもや女性、高齢者が被害者となる事故や犯罪が後を絶たず、交通事故や巧妙化する犯罪など市民に及びうるリスクも多様化・複雑化しています。

本市においては、こうした災害やリスクから市民の生命と生活を守ることが自治体としての大きな責務ととらえ、危機管理体制を一層強化するとともに、地域力の向上による安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

【図表3】過去地震参考モデルの地震の予測結果

(出典：平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書)



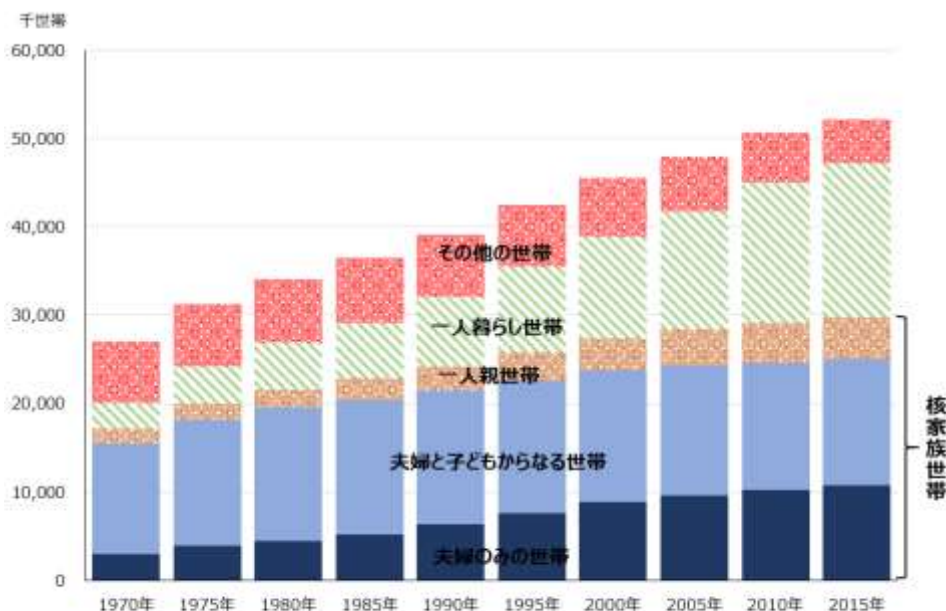
(3) 価値観・ライフスタイルの多様化

我が国では、人口増加や経済成長の右肩上がりの時代において、物質的な豊かさや生活の利便性向上を求めるほか、核家族化の進展などもあり、個人の価値観やライフスタイルが大きく変化しました。

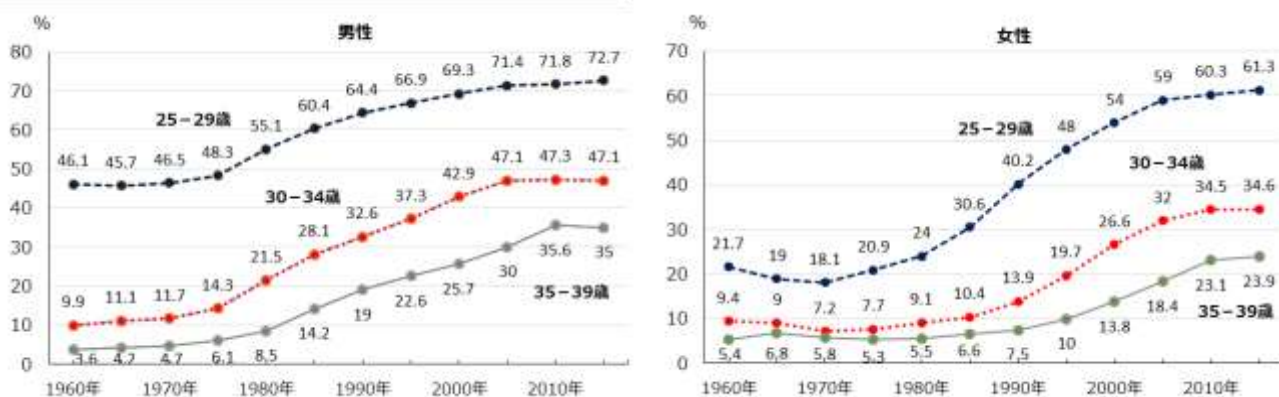
そして、成熟した社会における人々の価値観は、心の豊かさや生活の質の向上を求める傾向が強まり、近年では、ワーク・ライフ・バランスが重視され、ライフスタイルは一層多様化しています。特に都市型のライフスタイルの広がりには、以前は家庭内で行われていた子育てや介護の社会化のほか、晩婚化や未婚化などを背景とする出生率の低下や、地域社会とのつながりの希薄化などを招いています。

こうしたなかで、一人ひとりが価値観やライフスタイルに応じた働き方や暮らし方を選択することができ、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会や、誰もが社会とのつながりを持ち互いに助け合う社会を実現する必要があります。

【図表4】日本の一般世帯の家族類型別の推移（出典：国勢調査）



【図表5】日本の未婚率（出典：国勢調査）



(4) 地域経済を取り巻く環境の変化

我が国の経済は、グローバル化の進展に伴い経済活動の機会が拡大すると同時に、国際間競争が激化するほか、海外経済の動向や為替などの影響を受けるリスクも拡大しています。また、少子高齢化の進行や情報通信技術の急速な進歩を背景に、医療や福祉、通信分野などのニーズの高まりなど、産業構造が変化しています。

一方、2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会や2026年に愛知県と名古屋市で開催されるアジア競技大会、2027年に開業を予定するリニア中央新幹線を見据えた動きも進んでおり、交流人口の増加が見込まれています。

本市においては、自動車や航空機など世界有数のモノづくりの集積拠点である名古屋大都市圏の中で持続的に発展するため、企業の誘致や成長支援などにより産業を活性化し、税収や雇用の確保、多様な人材の活用、にぎわいの創出を図ることが必要です。

(5) 環境・エネルギー問題への意識の高まり

地球規模での環境問題は、世界人口の増加や経済成長を背景とした環境負荷の増大、地球温暖化の進行、生物多様性の危機、資源やエネルギーの大量消費などが顕在化し、これらへの対応が急務となっています。また、東日本大震災を契機に、原子力発電や化石燃料に依存しない社会の実現に向けて、省エネルギーの取組みと太陽光などの再生可能エネルギーの活用が進んでいます。

本市においても、かけがえのない地球環境を守り、将来の世代に引き継いでいくため、市民一人ひとりが日常生活の中で、地球にやさしい賢い選択を行い、環境負荷の低減に努めるとともに、社会全体で低炭素社会の実現や生物多様性の保全、循環型社会の実現に取り組んでいくことが必要です。

(6) 急速に進歩する情報通信技術

情報通信技術とその利用環境は、世界中で急速に進歩しています。スマートフォンやタブレット端末を始めとする情報通信機器の普及やインターネットを介した多種多様なサービスの伸展により、様々な生活の場面で利便性が向上し、誰もがいつでも必要な情報を得ることや新たなつながりを形成することが可能となりました。近年では特に、あらゆるものがインターネットにつながるIoT（Internet of Things）、ビッグデータ、AI（人工知能。Artificial Intelligence）といった新たなICT（情報通信技術。Information and Communication Technology）の目覚ましい進歩が注目されています。

一方で、インターネットを悪用した犯罪の増加のほか、情報漏えい、情報モラルの低下、人間関係の希薄化をもたらすなどの負の側面も顕在化しています。

こうしたなかで、本市においては、ICTの活用を推進し、市民が利用しやすい情報や市民サービスの提供、行政運営の効率化を図るほか、情報セキュリティの確保や個人情報の保護などへの対応が必要です。

3 本市の現状

(1) 人口

本市の人口は、高蔵寺ニュータウンを始めとした住宅開発や区画整理により1970年代に急激に増加しました。1980年（昭和55年）年以降は、現在に至るまで緩やかに人口が増加し続けています。

多くの市町村において既に人口減少が進むなか、本市の人口は、2020年まで増加を続け、その後は緩やかに減少が進むことが見込まれます。

また、年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64歳の人口）と年少人口（14歳以下の人口）が減少する一方で、高齢者人口は増加し続け、少子高齢化が一層進行することが見込まれます。

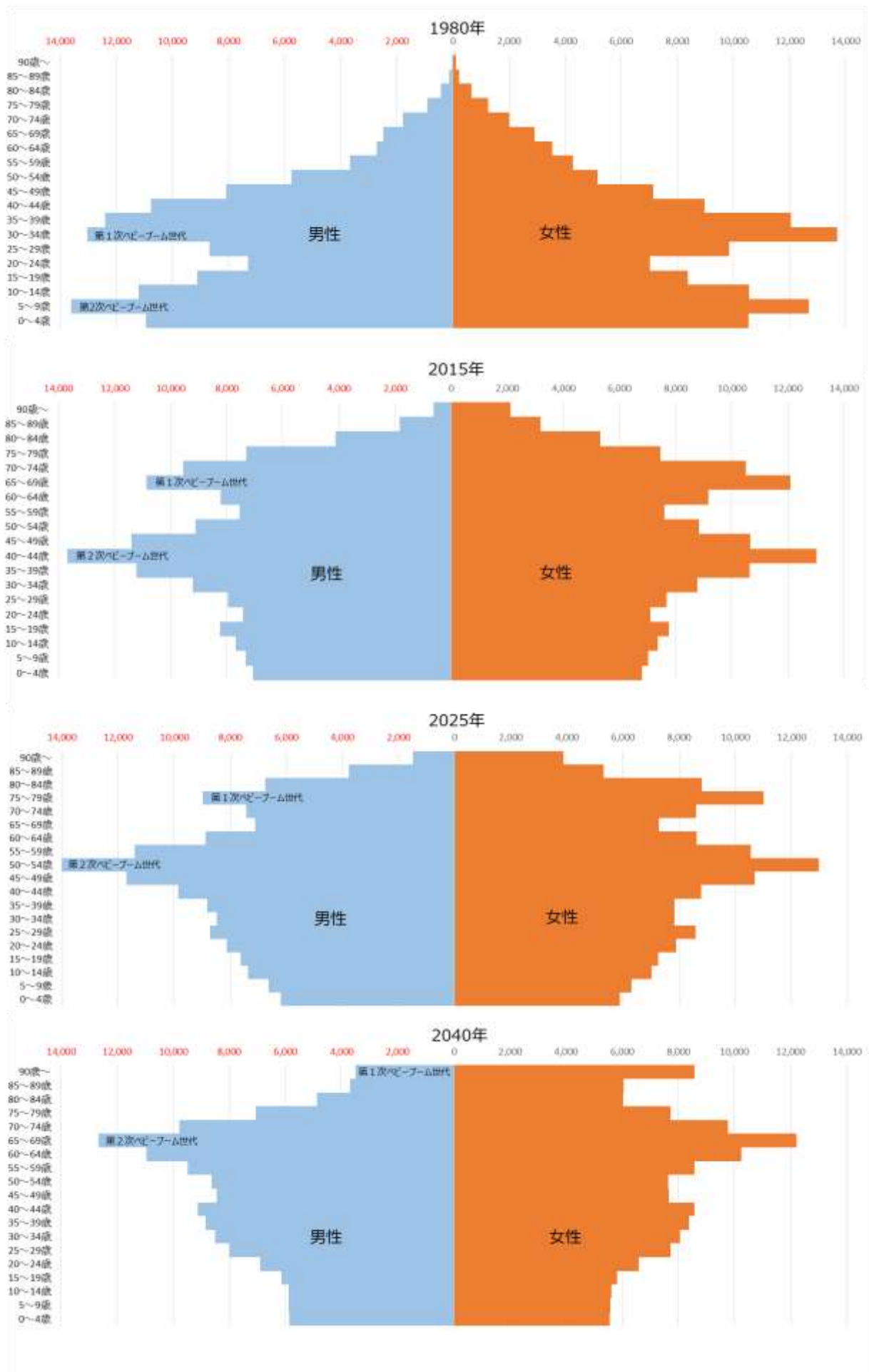
本市が将来にわたって持続可能な都市を築くためには、人口減少に少しでも歯止めをかけるとともに、少子高齢化や人口減少に的確に対応したまちづくりを推進することが必要です。

【図表6】年齢3区分別人口の推移と推計（出典：国勢調査、社人研）



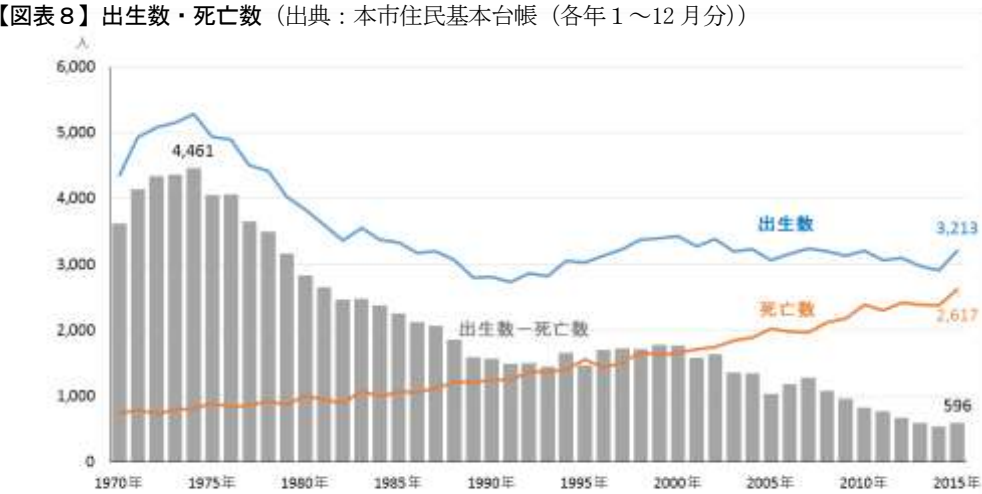
年齢階層別の人口構成をみると、2025年には第1次ベビーブーム世代が75歳を超え後期高齢者人口が急増し、2040年には第2次ベビーブーム世代が65歳を超え高齢者人口が増加する見込みです。

【図表 7】年齢階層別の人口構成の比較（出典：国勢調査、社人研）



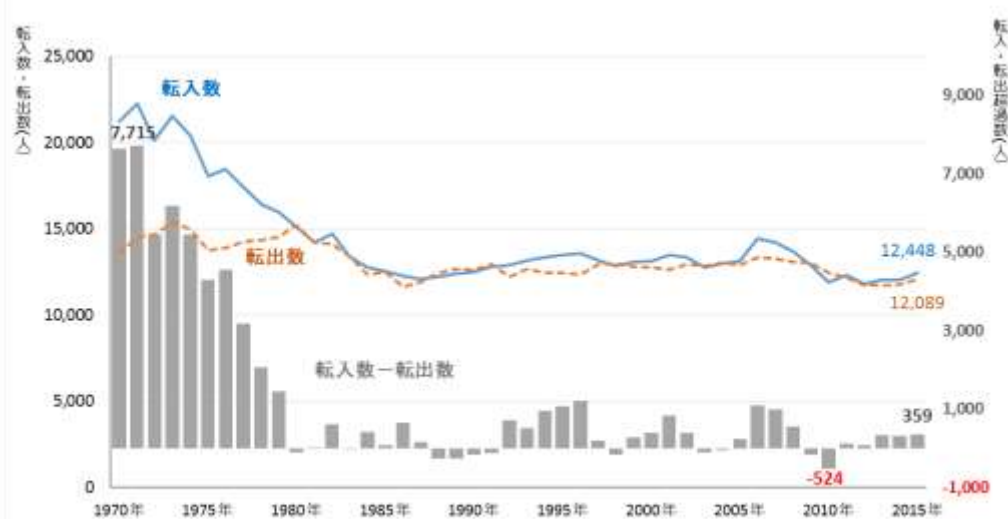
出生数と死亡数をみると、出生数が死亡数を上回る自然増が続いていますが、出生数の減少傾向と死亡数の増加傾向により自然増の幅が小さくなっています。

【図表 8】 出生数・死亡数（出典：本市住民基本台帳（各年1～12月分））



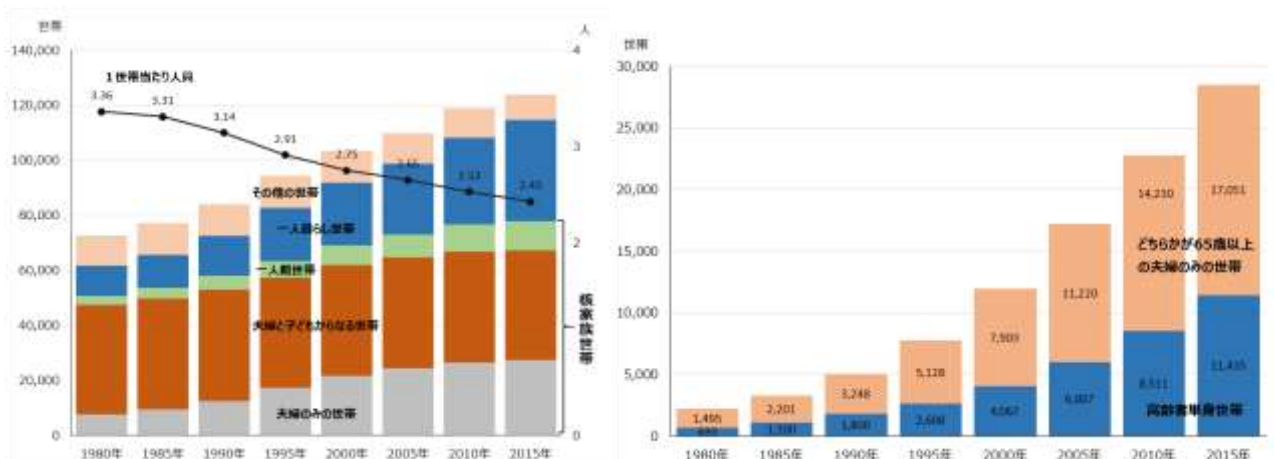
転入数と転出数をみると、1970年代には転入数が転出数を大きく上回り、社会増であったものの、1980年以降は転入数も転出数も横ばいとなっています。

【図表 9】 転入数・転出数（出典：本市住民基本台帳（各年1～12月分））



世帯の状況をみると、核家族世帯と一人暮らし世帯が増加するなか、高齢者世帯も増加し続けているため、社会的に孤立する人の増加が懸念されます。

【図表 10】 世帯の家族類型別と世帯数の推移（出典：国勢調査） 【図表 11】 高齢者世帯の推移（出典：国勢調査）



(2) 財政状況（平成27年度決算）

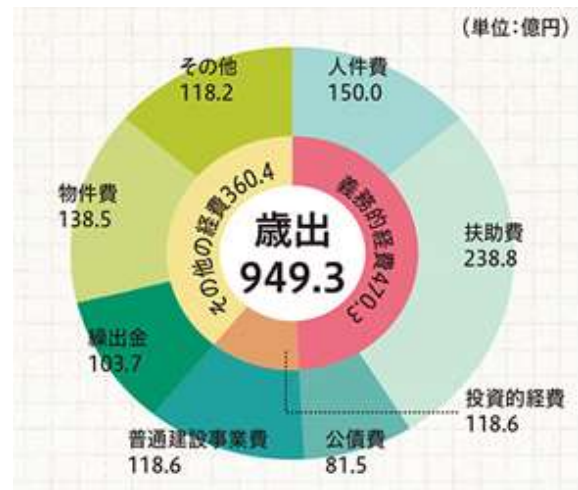
歳入については、自主財源が60%を超えており、そのうち市税収入が近年増加傾向です。

歳出については、義務的経費（毎年必ず支出が義務付けられ任意に削減できない経費）が50%近くを占めており、そのうち約50%が扶助費（高齢者福祉や児童福祉などに係る経費）となっています。

【図表12】歳入の状況（出典：平成27年度決算）



【図表13】歳出の状況（出典：平成27年度決算）



【図表14】市税収入の推移（出典：平成27年度決算）

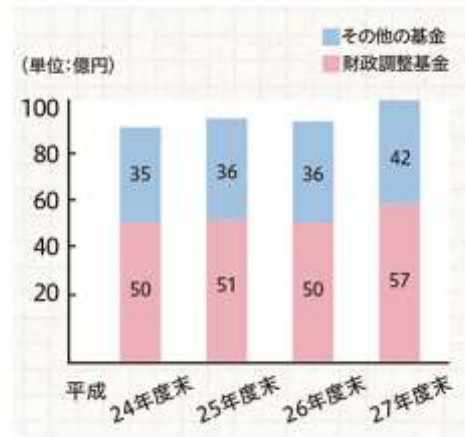


【図表 15】 基金残高の推移（出典：平成 27 年度決算）

基金は、家計の貯金にあたり、災害などの想定外の支出に対する備えや予定する収入が確保できない場合に使用するほか、特定の目的を達成するために必要となる財源として積み立てを行っています。

基金残高は、近年増加しています。

今後の新たな財政需要に的確に対応していくため、引き続き適正な基金残高の確保が必要です。



【図表 16】 市債残高の推移（出典：平成 27 年度決算）

市債（借入金）は、家計の借金にあたり、長期間使用する公共施設を整備する際に、世代間の費用負担の公平を図るため活用します。

市債残高は、近年減少しています。

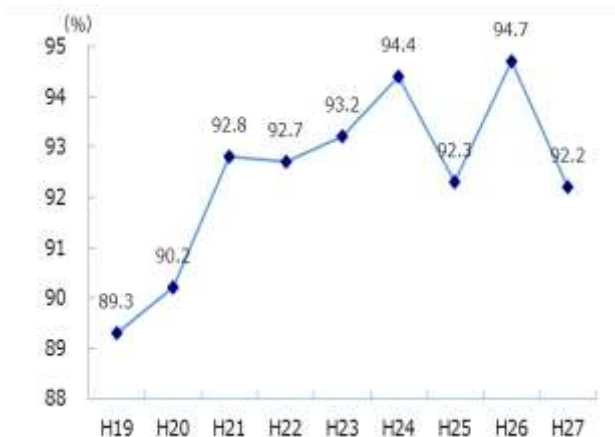
今後も建設事業の財源として市債の適切な活用を図るとともに、普通交付税の代替財源としての臨時財政対策債も活用するなかでの市債残高の適正管理が必要です。



【図表 17】 経常収支比率の推移（出典：平成 27 年度決算）

経常収支比率は、市税や普通交付税などの経常的に収入される一般財源が、人件費、公債費を始め毎年度継続して実施される事務事業費など経常的に支出される経費にどの程度充当されているかを示す指標で、この数値が低いほど、弾力的な財政運営が可能となります。

今後も高い水準で推移することが見込まれるため、現状の水準を維持することが必要です。



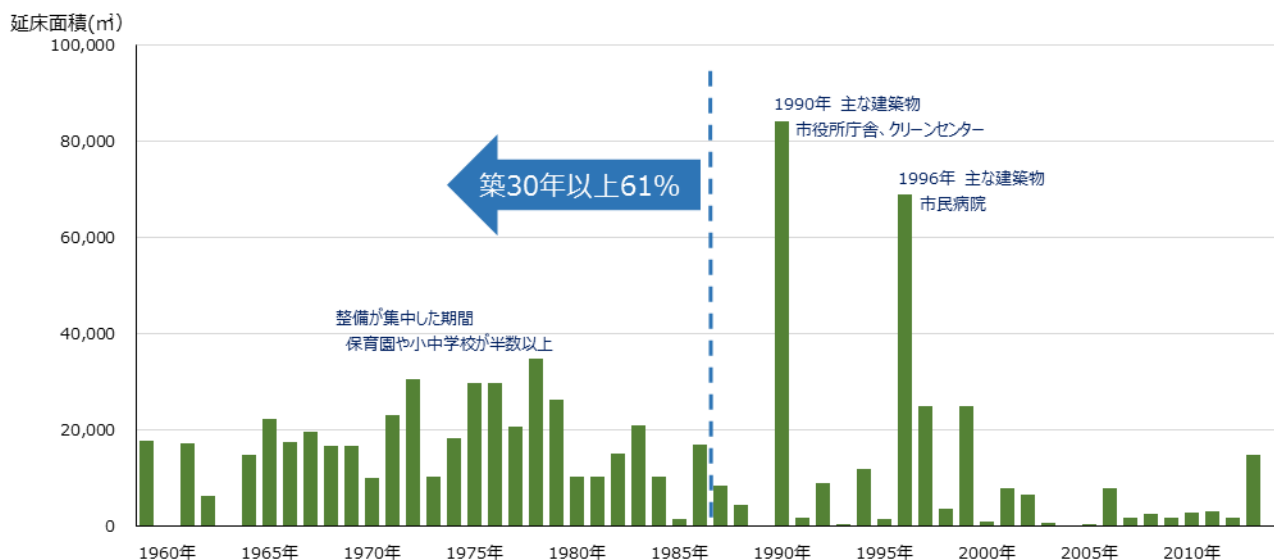
財政状況については、国の制度改正や経済状況などの影響に左右されるため、長期的な推計は困難ですが、今後は、労働人口の減少に伴う市税収入の減少も懸念され、自主財源の大きな伸びを期待することはできないなか、扶助費などの社会保障費や公共施設等の老朽化に伴う維持管理費の増加が見込まれます。

このため、引き続き、限られた財源の中で、行政運営や市民生活に及ぼす様々な影響に適切に対応することが必要です。

【図表 18】 支出の推移と推計

掲載予定

【図表 19】 公共施設等建築物の年度別整備延床面積（出典：本市公共施設等マネジメント計画）

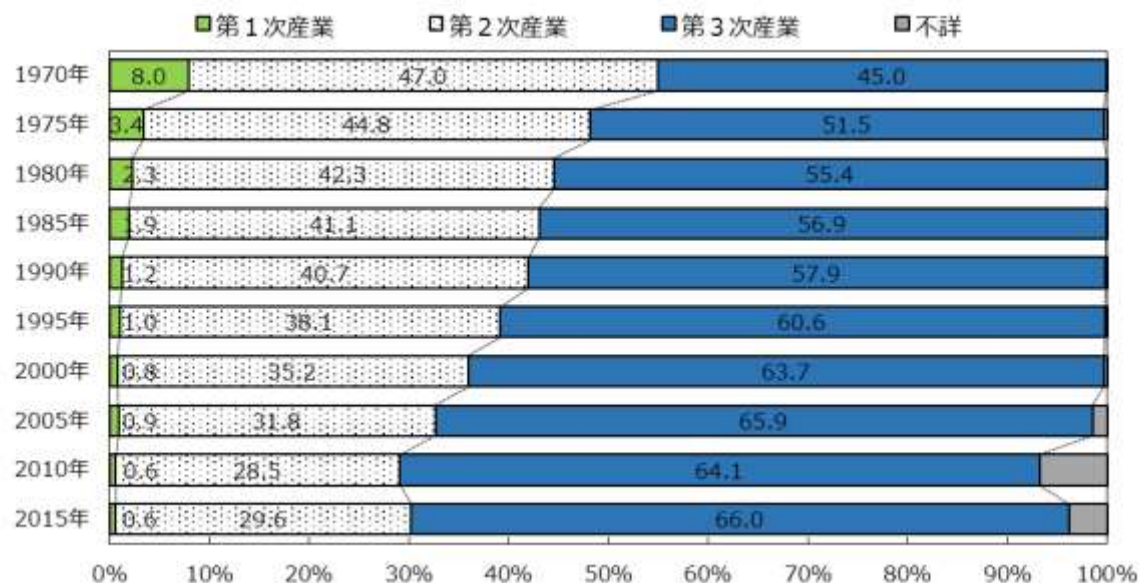


(3) 産業の状況

本市は、ものづくり産業の一大集積地である愛知県の中でも、鉄道、高速道路、県営名古屋空港を始めとする広域交通基盤の結節点としての優位性があるため、近年、企業の誘致や成長支援などに積極的に取り組んできました。

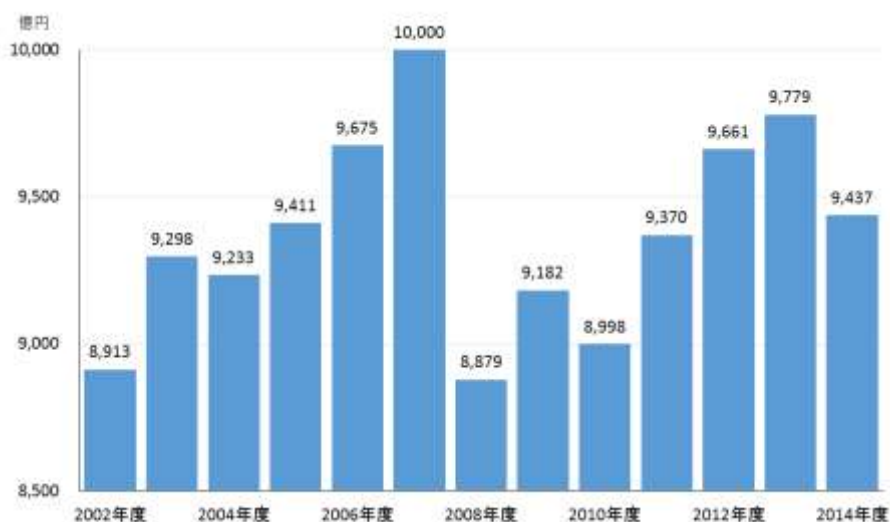
現在の産業構造としては、第3次産業が中心となっており、第1次産業と第2次産業の就業者数は減少傾向です。

【図表 20】 産業別就業者割合の推移（出典：国勢調査）



市内総生産の推移をみると、リーマンショック後2008年度に大きく減少し、徐々に回復傾向となりましたが、2014年度（平成26年度）は前年度に比べ減少しました。また、愛知県の県内総生産は、東京都、大阪府に次いで多く、4年連続のプラスの経済成長となっています。

【図表 21】 市内総生産の推移（出典：あいちの市町村所得）



市内産業の活性化は、市民生活を支える重要な要素であるため、経済や雇用の活性化を図ることが必要です。

(4) 市民意識

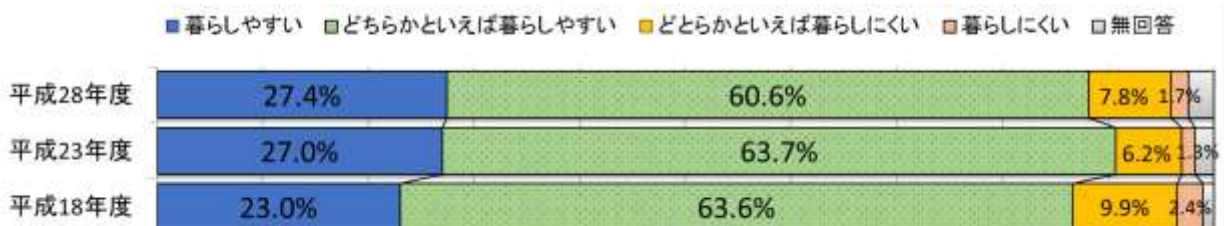
第五次総合計画の検証と本計画の策定にあたって、本市の暮らしやすさや、行政施策に対する満足度、今後のまちづくりなどについて、アンケートによる市民意識調査を行いました。

多くの市民が「暮らしやすさ」を実感しているため、今後は、人口減少や厳しい財政状況が予想されるなか、これまでに築き上げた魅力（暮らしやすさ）をしっかりと維持し、次世代に引き継いでいくことが必要です。

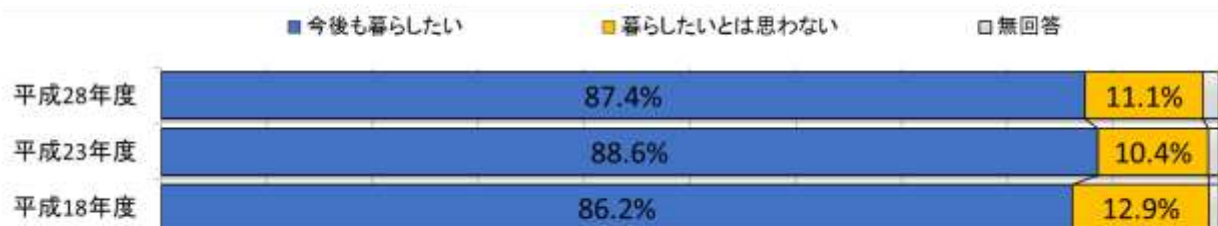
【調査概要】

	市民	小中学生
調査対象	18歳以上の市民 12,000人(無作為抽出)	小学5年生・中学2年生 532人
調査期間	平成28年7月19日～8月8日	平成28年7月1日～7月20日
回収結果	4,836票 (40.3%)	488票 (91.7%)

【暮らしやすさ】市民の約9割が、本市を暮らしやすいまちと感じています。



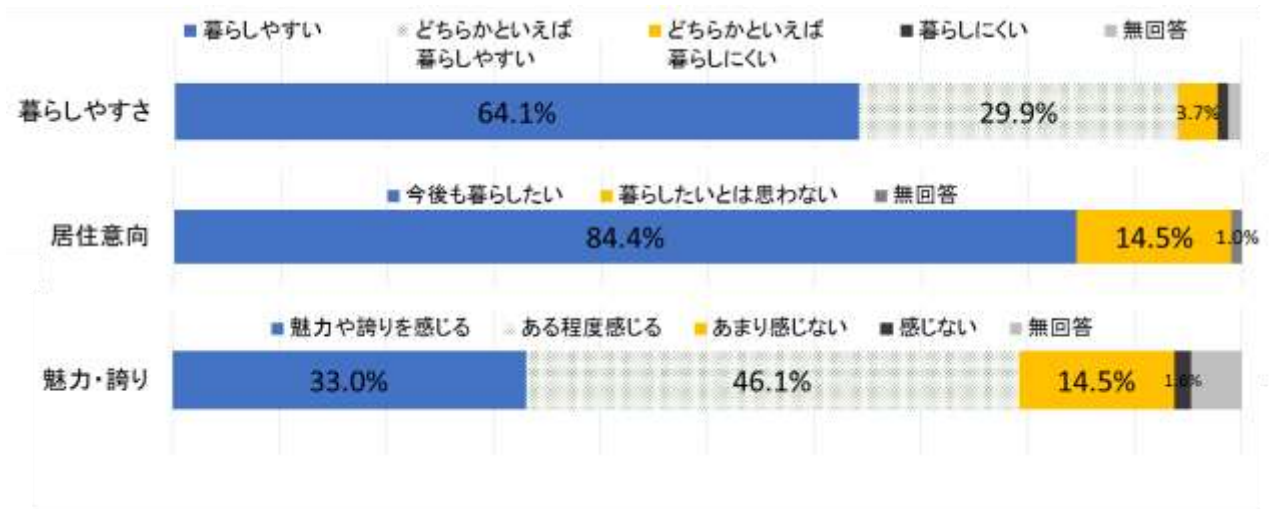
【居留意向】市民の約9割が、本市で今後も暮らしたいと思っています。



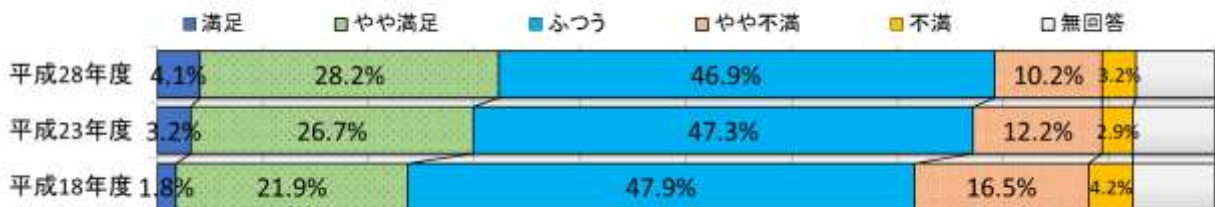
【魅力・誇り】市民の6割以上が、本市に魅力や誇りを感じています。



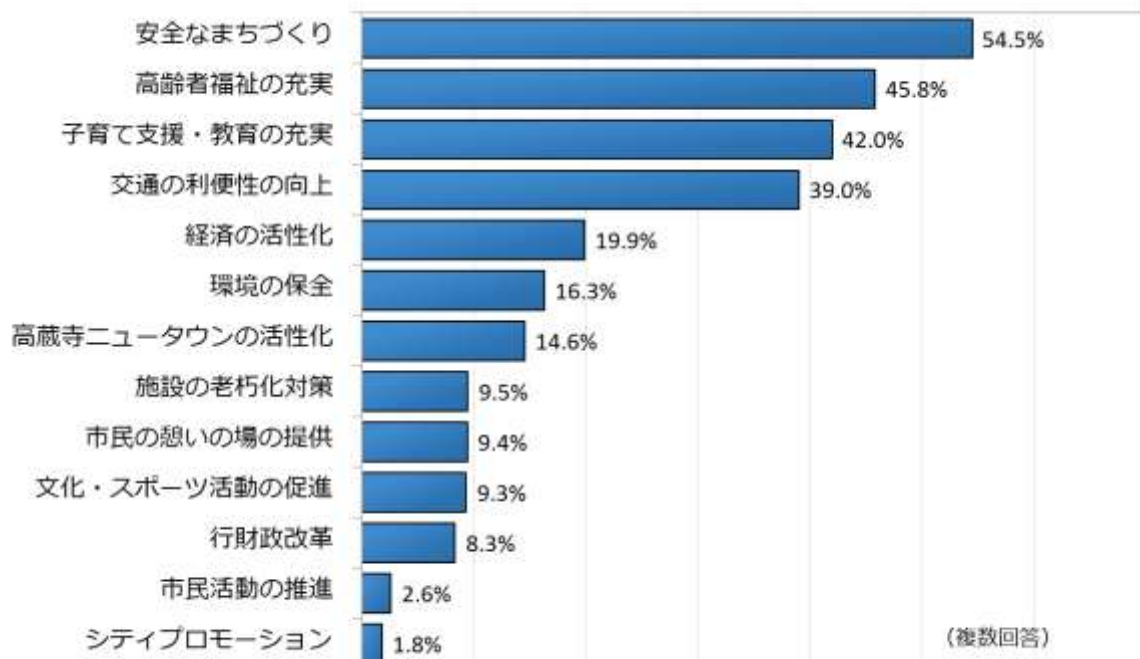
【小中学生】小中学生の9割以上が本市は暮らしやすく、今後も本市で暮らしたいと思っており、約8割が魅力や誇りを感じています。



【市政に対する満足度】市民の満足度は、徐々に高まっています。

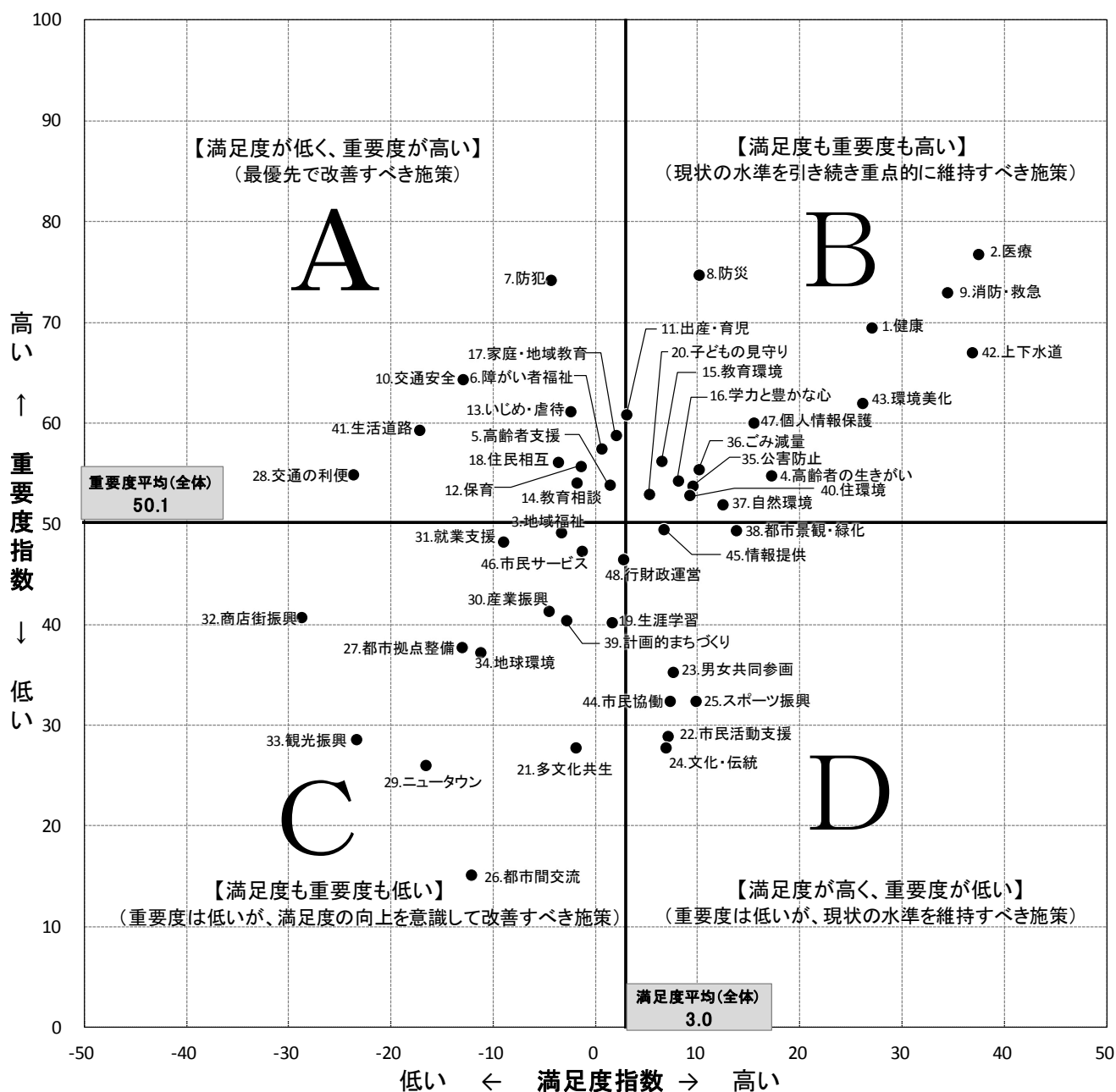


【今後重要な分野】「これからの春日井市はどのような分野に力を入れていくと良いと思いますか？」と尋ねたところ、全ての年代で「安全なまちづくり」の回答が多くありました。



【満足度指数と重要度指数による各施策の評価】

Aの領域に含まれる施策は、取組みに対する満足度は低いものの重要性の認識は高いため、他領域の施策と比べて優先した対応が望まれるものです。防犯や交通に関する施策などが最優先で改善すべきものとして求められています。



第2部 基本構想

将来にわたって魅力あるまちづくりを行うため、市の将来像及びその実現のための基本目標を示します。

市民と行政が共有し、ともにまちづくりを行う上での指針となるものです。

- 1 市の将来像
- 2 基本目標

1 市の将来像

暮らしやすさ と 幸せ をつなぐまち かすがい

【将来像に込めた思い】

私たちのまち春日井は、日本のほぼ中央に位置する名古屋圏を代表する住宅都市として発展してきました。充実した交通網、豊かな自然などの恵まれた地理的条件を活かし、質の高い住環境と快適な都市空間の形成に努め、選ばれるまちとして「暮らしやすさ」という魅力を築いています。

この恵まれた環境に甘んずることなく、先人たちが築き上げた「春日井」に感謝し、愛着と誇りを抱き、次世代へ私たちのふるさとを引き継いでいかなければなりません。

住み慣れたまちで安心して年齢を重ねること、子どもが健やかに育つこと、人と人のつながりや生きがいを持つこと、いつまでも豊かな自然のもと快適な環境で過ごすことは、いつの時代にあっても私たちの願いです。

これらを実現するためには、生活を支える安定した社会を構築した上で、さらなるまちの魅力を高め、多くの市民が「暮らしやすさ」を感じるまちとすることが重要です。

そして、「暮らしやすさ」とともに、その先にある「幸せ」を多くの市民が実感できるまちにしていくことも大切です。

「幸せ」のかたちは人それぞれです。健やかに生きること、日々の生活の中で小さな喜びを感じることに、あたたかな笑顔がそばにあること、希望を持つこと、夢を実現すること、誰かの喜ぶ顔を見ること・・・ 「幸せ」は、私たち一人ひとりの心を豊かにし、人生を豊かにし、暮らしを彩ります。

いろいろなかたちの「幸せ」を増やし、色彩を帯びた一人ひとりの暮らしがたくさんになることで、まちがカラフルとなり、さらなるまちの「魅力」につながります。

世代を超えて誰もが「暮らしやすさ」と「幸せ」を実感できるまちづくりを行い、これらを人から人へ、家族から地域へ、今から未来へつないでいくことをめざします。

2 基本目標

「暮らしやすさ と 幸せ をつなぐまち かすがい」を実現するため、長期的な視点に立ち、次の4つの基本目標を掲げ、総合的なまちづくりを展開します。

基本目標1 安全・安心なまち

生活と健康を守り、生涯にわたって幸せに暮らすことができるまちを実現します。

【政策方針】

(防災)

- ・ 自助・共助・公助の切れ目のない連携に基づく災害に強いまちづくり

(生活安全)

- ・ 市民・地域・行政が一体となり、犯罪や交通事故を減らす安全なまちづくり

(健康)

- ・ 誰もがいつでも「健康」を意識し、生涯にわたり健康づくりに取り組むことができるまちづくり

(福祉)

- ・ 高齢者や障がいのある人が安心して社会に参加することができ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり

基本目標2 子どもの笑顔があふれるまち

安心して子どもを産み、育てることができ、やさしさとたくましさを持った子どもを育み、夢や誇りを持つことができるまちを実現します。

【政策方針】

(子育て)

- ・ 安心して子どもを産み、育てることができる環境の中で、全ての子どもがいきいきと育ち、全ての子育て家庭がいきいきと過ごせるまちづくり

(教育)

- ・ 社会全体で良質な学びの場を提供し、次世代を担う子どもの健やかな心身と確かな学力を育むことができるまちづくり

基本目標3 思いやりと生きがいが育つまち

思いやりが人と人をつなぎ、一人ひとりが輝くまちを実現します。

【政策方針】

(市民活動)

- ・地域の課題解決に向けて、市民・地域・行政がそれぞれの特性を活かした連携ができるまちづくり

(共生)

- ・誰もが思いやりの心を持って、互いを尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができるまちづくり

(文化・スポーツ)

- ・誰もが「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」文化やスポーツに親しみ、生きがいを持って、心豊かに暮らすことができるまちづくり

基本目標4 活力とやすらぎのあるまち

「春日井」の魅力を明日へつなぎ、みんなで未来を創るまちを実現します。

【政策方針】

(都市基盤)

- ・快適な都市基盤の整備と自然環境の保全のもと、まちと自然が調和した誰もが住み続けたいくなるまちづくり

(産業)

- ・未来への活力と人の交流を創出する産業とにぎわいのもと、安心して働けるまちづくり

(環境)

- ・市民一人ひとりが環境にやさしい行動を実践し、豊かな自然と快適な生活環境を次世代につなぐ持続可能なまちづくり

第3部 基本計画

基本構想の実現に向けた施策を効果的に推進するため、施策の基本的な方向性及び体系を示し、総合的かつ計画的な行政運営を進める上での指針となるものです。

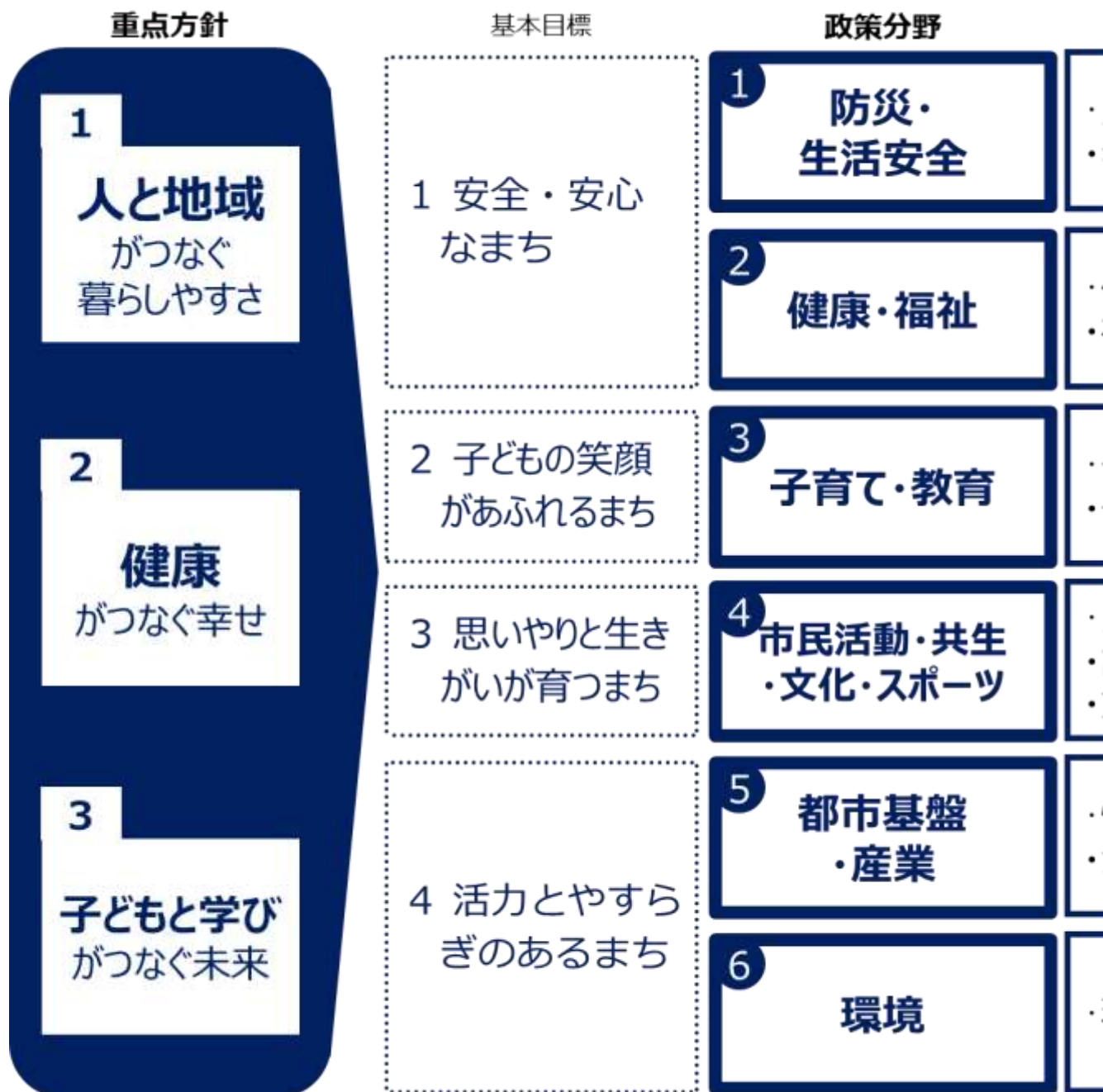
- 1 計画策定の趣旨
- 2 体系図
- 3 重点方針
- 4 各政策分野の取組み
 - 政策分野1 防災・生活安全
 - 政策分野2 健康・福祉
 - 政策分野3 子育て・教育
 - 政策分野4 市民活動・共生・文化・スポーツ
 - 政策分野5 都市基盤・産業
 - 政策分野6 環境

1 計画策定の趣旨

基本構想では、市の将来像と4つの基本目標を掲げました。

基本計画では、この4つの基本目標を実現するために推進する施策を6つの政策分野に区分し、市政全般にわたる施策の基本的な方向性を体系的に示すとともに、基本計画の期間内（2018年度～2027年度）における重点となる基本的方針（重点方針）を掲げます。

2 体系図





めざすまちの姿

施策

・災害に対する備えができていいるまち
・犯罪や交通事故が少ないまち

- 1 防災・減災対策の充実
- 2 防犯力の向上
- 3 交通安全対策の強化

・健康を大切にすまち
・福祉や医療が充実したまち

- 1 健康づくりの推進と地域医療の確保
- 2 高齢者福祉の充実
- 3 障がい者福祉の充実
- 4 地域での支え合いの推進

・子どもの成長を応援するまち
・子どもの可能性を広げるまち

- 1 子育て子育て支援の充実
- 2 良好な教育環境の整備

・人を思いやり、ともに助け合うまち
・誰もが尊重され、大切にされるまち
・文化・スポーツに親しむまち

- 1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進
- 2 ダイバーシティ（多様性）の推進
- 3 文化・スポーツ・生涯学習の推進

・快適な住環境が整ったまち
・活力を生み、人が集い交流するまち

- 1 都市基盤整備の推進と公共交通の整備
- 2 産業の振興と安心して働ける環境づくりの推進

・環境にやさしいまち

- 1 地球環境の保全と自然との共生
- 2 ごみ減量とまちの美化の推進

3 重点方針

基本計画では市政全般にわたる施策を掲げており、全ての施策を有機的に関連させながら総合的に取り組んでいく必要があります。

そして、市民満足度の向上と本市の課題を克服する上で効果が高いと期待される取組みについては、組織横断的な推進体制のもとで効果的・効率的に展開することが必要となります。

少子高齢社会・人口減少社会において、健全な財政運営のもと「暮らしやすさと幸せをつなぐまちかすがい」の実現に向けた施策を展開するにあたり、次のとおり重点方針を定め、基本計画の期間内において、様々な施策における取組みを積極的に展開します。

(1) 人と地域がつなぐ暮らしやすさ

「困ったときに助け合う」。家族や地域などで育んできた「つながり」は、私たちの生活の支えになるとともに、「暮らしやすさ」にもつながるものです。

地域における人間関係の希薄化が指摘されるなか、防災、福祉、子育てなど様々な分野において、人や地域のつながりがさらに求められるため、身近なつながりを大切にすること、新たなつながりを築くことが重要となります。

●成果指標

成果指標	現状	目標
区・町内会・自治会等の加入率（％）	63.4 (H28)	65.0 (H38)

●主な取組み

(2) 健康がつなぐ幸せ

健康は、一つの財産であり、幸せの原点です。

生涯にわたって健康に生活できることは、自分や家族の「幸せ」であるとともに、生きがいづくりやまちの輝きにつながります。

今後も高齢化が進行するなかで、健康で暮らすこと、生きがいを持って暮らすことができるまちづくりが重要となります。

●成果指標

成果指標	現状	目標
健康寿命（歳）①男性・②女性	①65.8	①67.8
	②66.8	②68.1
	(H26)	(H36)

●主な取組み

(3) 子どもと学びがつなぐ未来

子どもは、社会の宝であり、家族をつなぎ、地域をつなぐ「かすがい（鏝）」となります。

将来にわたり輝くまちを築くためには、未来を担う子どもを社会全体で健やかに育むことが大切であり、子育て子育て環境を充実させることはもちろん、子どもとともに学び、子どもから信頼される大人になるほか、信頼される地域、信頼される社会を築き、子育て世代にとって魅力のあるまちづくりが重要となります。

●成果指標

成果指標	現状	目標
合計特殊出生率	1.67 (H27)	1.80 (H37)

●主な取組み

4 各政策分野の取組み

基本構想で掲げた4つの基本目標の実現に向けた政策方針について、6つの政策分野に分けて、それぞれの現状と課題を整理し、推進すべき施策とその基本的な方向性などを示します。

各政策分野の取組みの見方

1

2

3

政策分野1 防災・生活安全

めざすまちの姿

- ＊ 災害に対する備えができています
- ＊ 犯罪や交通事故が少ないまち

現状と課題

1 防災

①平成23年の東日本大震災を契機に市民の防災意識は向上したものの、災害への備えをしている家庭は半数程度に留まっているため、継続的に市民の防災意識を向上させる必要があります。

②南海トラフ地震の発生が懸念されているため、東日本大震災などの教訓を踏まえた都市基盤の安全性を確保するとともに、自動車・歩道・公園による総合的な防災・減災対策を行うことが必要です。

③沿岸、全国各地で地盤的変動などによる被害が多発しているため、被害の軽減に向けた対策と災害時における体制づくりが必要です。

④地球温暖化や気象現象の変化などによる新たな危険性が顕在化するため、日頃から防災の立ち止まりを促すための対策を講じることが必要です。

2 防犯

犯罪の発生件数は減少傾向ですが、犯罪率が高止まりし、自動車盗難や空き巣、持金詐欺などの犯罪が多発しているほか、消費者トラブルは増加・多様化しているため、市民が安心して生活できるための取組みが必要です。

3 交通安全

交通事故死者数は14年連続ワースト1である深刻な中でも、本市の人身事故発生率は愛知県平均よりも高い状況です。市民意識調査においても最優先で改善すべき施策の一つとして挙げられるため、市民や関係機関と一体となって交通事故を減らすことが急務です。

※市民意識調査(平成29年度～令和3年度)

(件) 警察官報告件数

(件) 交通事故発生件数

4

5

6

7

8

9

1 政策分野

基本構想で掲げた政策方針を6つに分類した政策分野です。

2 めざすまちの姿

この政策分野でめざすまちの姿です。

3 現状と課題

この政策分野を取り巻く現状と課題をまとめています。

4 施策(市の取組み)

「めざすまちの姿」を実現するために、主に市が取り組む施策とその基本的な方向性を示しています。

5 関連する主な個別計画など

この政策分野に関連する主な個別計画などを示しています。

6 成果指標

成果を重視した効果的な施策を展開するため、成果を測定する指標を設定しています。

7 私たち一人ひとりができること

「めざすまちの姿」を実現するために、私たち一人ひとりができることを例示しています。

8 地域のみんなでできること

「めざすまちの姿」を実現するために、地域のみんなでできることを例示しています。

9 市内の事業者ができること

「めざすまちの姿」を実現するために、市内の事業者ができることを例示しています。

政策分野 1 防災・生活安全

政策分野1 防災・生活安全

めざすまちの姿

- 災害に対する備えができているまち
- 犯罪や交通事故が少ないまち

現状と課題

1 防災

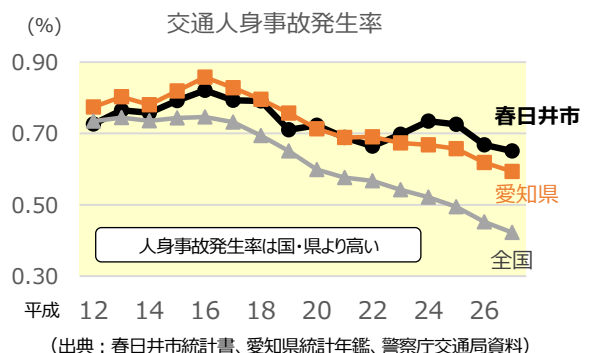
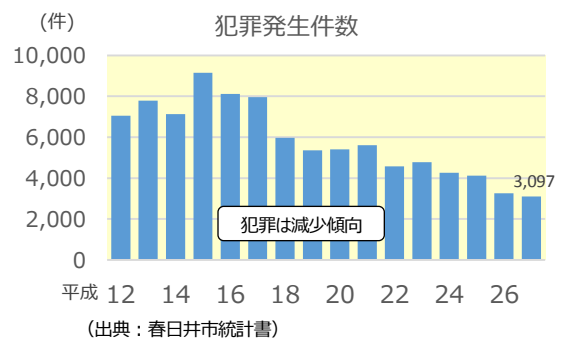
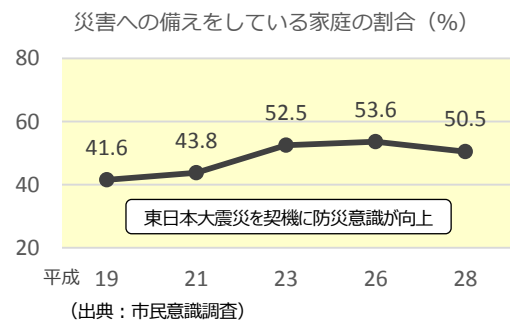
- ①平成23年の東日本大震災を契機に市民の防災意識は向上したものの、災害への備えをしている家庭は半数程度に留まっているため、継続的に市民の防災意識を向上させる必要があります。
- ②南海トラフ地震の発生が懸念されているため、東日本大震災などの教訓を踏まえた都市基盤の安全性を確保するとともに、自助・共助・公助による総合的な防災・減災対策を行う必要があります。
- ③近年、全国各地で局地的豪雨などによる被害が多発しているため、被害の軽減に向けた対策と災害時における体制づくりが必要です。
- ④地球環境や世界情勢の変化などによる新たな危険性が懸念されるため、日頃から市民の生命と生活を守るための対策を進める必要があります。

2 防犯

犯罪の発生件数は減少傾向ですが、犯罪手口が巧妙化し、自動車盗難や空き巣、特殊詐欺などの犯罪が多発しているほか、消費者トラブルは増加・多様化しているため、市民が安心して生活できるための取り組みが必要です。

3 交通安全

交通事故死者数が14年連続ワースト1である愛知県の中でも、本市の人身事故発生率は愛知県平均よりも高い状況であり、市民意識調査においても最優先で改善すべき施策の一つとして掲げられるため、市民や関係機関と一体となって交通事故を減らすことが急務です。



施策（市の取組み）

1 防災・減災対策の充実

- ①自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を促進します。
- ②災害による被害を最小限とするため、公共施設等の耐震化や防災設備の充実を図るほか、災害発生時における迅速かつ円滑な対応を行うための総合的な防災体制を整備します。
- ③台風や局地的豪雨による浸水被害を軽減するため、河川の整備・維持管理や雨水対策施設の充実などの治水対策を推進します。
- ④火災などの日常的災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、予防意識の向上や予防知識の普及に努め、消防・救急体制の充実と危機管理対策を推進します。

【関連する主な個別計画など】

- ・春日井市地域防災計画（地震災害・風水害等災害：昭和46年度～、原子力災害：平成25年度～）
- ・春日井市業務継続計画【地震編】（平成26年度～）
- ・春日井市耐震改修促進計画（平成25～32年度）

2 防犯力の向上

- ①多様化する犯罪を未然に防ぐための情報発信と情報共有による防犯意識の向上を図るとともに、地域における自主的な防犯活動を支援し、犯罪を起こさせない環境づくりを推進します。
- ②消費者トラブルの未然防止や被害の軽減・回復を図るため、関係機関との連携を強化し、消費者の意識啓発や相談体制の充実を推進します。

3 交通安全対策の強化

- ①交通事故を減らすため、地域や学校における交通安全教育の実施や警察などの関係機関との連携を強化し、交通安全意識と交通安全マナーの向上を図ります。
- ②交通安全施設の整備や交通事故防止対策など生活道路の安全確保を図るとともに、歩行者や自転車利用者の安全対策を行い、事故が発生しにくい環境づくりを推進します。

【関連する主な個別計画など】

- ・第10次春日井市交通安全計画（平成28～32年度）

成果指標

項目	成果指標	現状	目標
防災	災害への備えをしている家庭の割合 (%)	50.5 (H28)	60.0 (H38)
	自主防災組織の訓練実施率 (%)	74.9 (H28)	90.0 (H38)
	公共施設の耐震化率 (%)	91.8 (H28)	95.0 (H38)
	火災発生件数 (件)	87 (H28)	70 (H38)
防犯	犯罪発生件数 (件)	2,605 (H28)	1,920 (H38)
交通安全	交通事故件数 (件)	11,026 (H28)	9,200 (H38)

私たち一人ひとりができること

- 災害時に備えて生活物資の備蓄、家具の転倒防止や出火防止など家庭でできる対策を行うこと
- 家族で避難所や避難経路の確認を行うこと
- 春日井安全安心情報ネットワークに登録し、気象情報や防犯情報などを受け取ること
- 木造住宅の耐震診断や耐震工事を行うこと
- 地域の防災訓練に参加すること
- 防犯パトロールを兼ねたウォーキングや犬の散歩、自転車運転を行うこと
- 道路を横断するときは、左右をよく確認して横断すること
- 歩きながらスマートフォンを操作するなど周りの人の通行を妨げないこと
- 夜の外出時には、明るい色の服を着たり、反射材などをつけて、自分の存在を知らせること
- 交通ルールとマナーを守り、思いやりのある運転を心がけること

地域のみんでできること

- 防災マニュアルを作成し、防災訓練を行うこと
- 民生委員などと協力して災害時の要配慮者を把握・共有し、災害時の避難体制を構築すること
- あいさつや声かけによる地域の目を強化すること
- 学校や町内会などで犯罪の情報を共有し、防犯パトロールを行うこと
- 交通事故が多発している場所の情報を共有し、啓発看板の設置や子どもなどの見守りを行うこと

市内の事業者ができること

- 適正な防火管理を行うほか、避難訓練を行うこと
- 非常時の業務継続計画を作成するほか、防災訓練を行うこと
- 災害発生時には地域住民のために場所や物資の提供をすること
- 従業員の交通安全意識と交通安全マナーの向上を図ること

政策分野 2 健康・福祉

政策分野2 健康・福祉

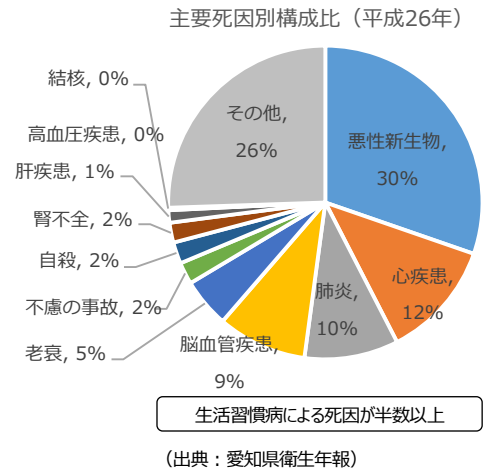
めざすまちの姿

- 健康を大切にするまち
- 福祉や医療が充実したまち

現状と課題

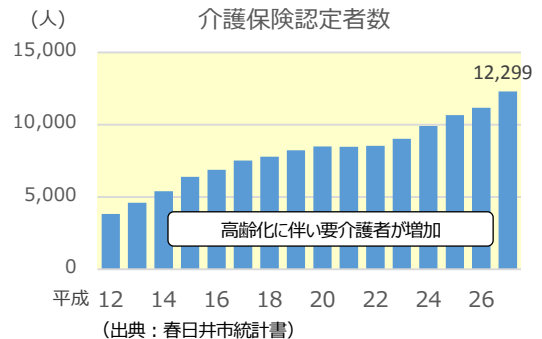
1 健康

- ①ライフスタイルの変化などにより、がん（悪性新生物）や心臓病などの生活習慣病による死因が半数以上を占めているほか、特定健康診査の受診率の低迷（平成27年度35.2%）が続くため、市民が健康を意識し、健康づくりができる環境を整えることが必要です。
- ②高齢化の進行などにより健康を支える医療に対する需要の増加が見込まれるなか、誰もが安心して生活するためには、住み慣れた地域で適切な医療が受けられる体制を持続的に確保することが必要です。



2 高齢者福祉

- ①高齢化の進行により支援や介護を必要とする高齢者が増加しているため、増加・多様化するニーズに対応した介護・高齢福祉サービスの提供が必要です。
- ②高齢者が増加するほか、平均寿命が延伸しているため、高齢者が元気に暮らすための支援や、いつまでも生きがいを持って生活できるための環境づくりが必要です。

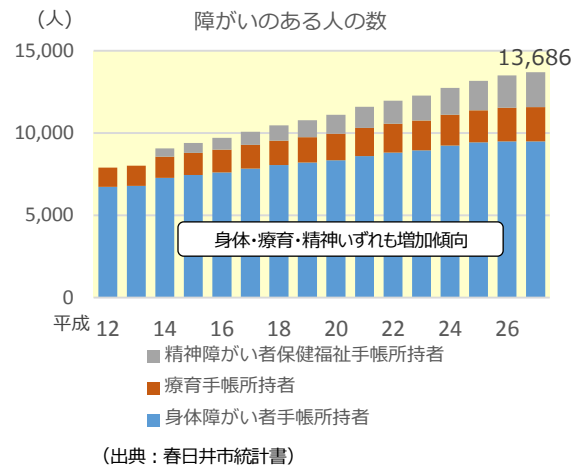


3 障がい者福祉

障がいのある人の数は年々増加し、親の高齢化など生活への不安や支援ニーズも多様化しているため、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるための環境づくりが必要です。

4 地域福祉

都市化の進展により地域のつながりの希薄化が懸念されるなか、高齢者のみの世帯や生活保護世帯が増加傾向のため、社会的孤立や経済的な不安などの問題を解消するほか、地域で支え合うことができる仕組みづくりを進めることが必要です。



施策（市の取組み）

1 健康づくりの推進と地域医療の確保

- ①若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。
- ②生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、誰もが安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。

【関連する主な個別計画など】

- ・かすがい健康計画2023（平成26～35年度）

2 高齢者福祉の充実

- ①高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ②高齢者が培ってきた能力や経験を活かし、地域や社会で活躍できるよう高齢者の生きがいづくりや社会参加を推進します。

【関連する主な個別計画など】

- ・第6次春日井市高齢者総合福祉計画（平成27～29年度）

3 障がい者福祉の充実

- ①障がいのある人が安心して生活できるよう障がい福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。
- ②障がいのある人に対する理解を深め、個性を尊重し、社会全体で障がいのある人の暮らしを支える環境づくりを推進します。

【関連する主な個別計画など】

- ・第3次春日井市障がい者総合福祉計画（平成27～29年度）

4 地域での支え合いの推進

- ①住み慣れた地域で、介護予防、医療、生活支援、介護などのサービスが受けられるよう、地域包括ケアシステムの体制づくりを推進します。
- ②高齢者のみの世帯のほか、生活の自立に不安や困難を抱える人とその家族、孤立化の恐れのある人などを支える仕組みや体制の整備を図るとともに、地域の福祉課題に対応するための支え合い活動を支援します。
- ③生活困窮に至る前に必要な支援を行うとともに、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運営を図ります。

【関連する主な個別計画など】

- ・第3次春日井市地域福祉計画（平成22～31年度）

成果指標

項目	成果指標	現状	目標
健康	日頃から健康づくりのためにしていることがある人の割合 (%)	74.5 (H28)	80.0 (H38)
	急病時の対応やかかりつけ医等の医療体制に安心している人の割合 (%)	63.4 (H28)	70.0 (H38)
高齢者福祉	要介護・要支援認定率 (%)	15.7 (H28)	22以下 (H38)
	趣味や健康づくり、町内会等の活動に参加している高齢者の割合 (%)	49.6 (H28)	65.0 (H38)
障がい者福祉	春日井市を暮らしやすいまちと感じている障がいのある人の割合 (%)	83.3 (H28)	88.0 (H38)
地域福祉	住民主体サービス等の実施団体数 (団体)	63 (H28)	110 (H38)
	ハローワークとの連携による生活保護受給者の就職者数 (人)	142 (H28)	190 (H38)

私たち一人ひとりができること

- 運動に親しみ、運動習慣を身につけ、生涯にわたって適度な運動量を保つこと
- 十分な睡眠と休養、年齢や生活に応じた食事をする
- 疾病の予防や早期発見のための健康診断を定期的に受けること
- 病状に応じた適切な医療機関等を選択すること
- 地域や社会との関わりを積極的に持つこと
- 身近な人に困っていることや手伝ってほしいことを伝えること
- 高齢者や孤立化の恐れがある人などの様子を気づかい、困っている人がいれば話を聞くこと

地域みんなでできること

- ラジオ体操など健康の維持増進につながるイベントを開催すること
- 地域の高齢者や障がい者などが気軽に集まれる場や機会をつくること
- 地域で困っている人の生活課題を掘り起こし、共有、解決できる仕組みをつくること

市内の事業者ができること

- 従業員の健康づくりや健康診断の受診を支援すること
- 高齢者や障がいのある人のニーズに合った商品やサービスを提供すること
- 生活困窮者などの自立に向けた取組みに協力すること

政策分野 3 子育て・教育

政策分野3 子育て・教育

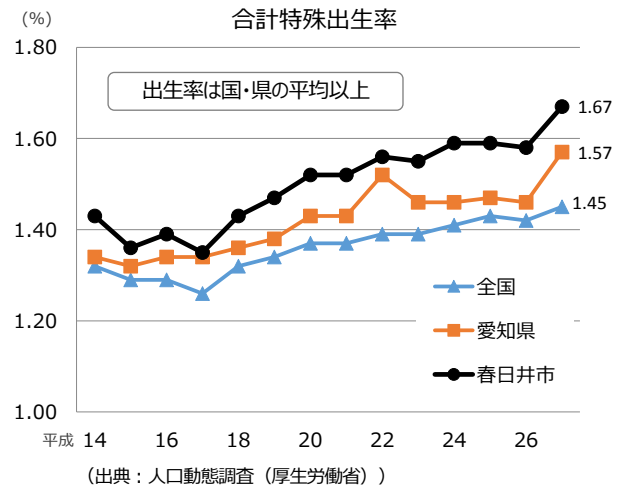
めざすまちの姿

- 子どもの成長を応援するまち
- 子どもの可能性を広げるまち

現状と課題

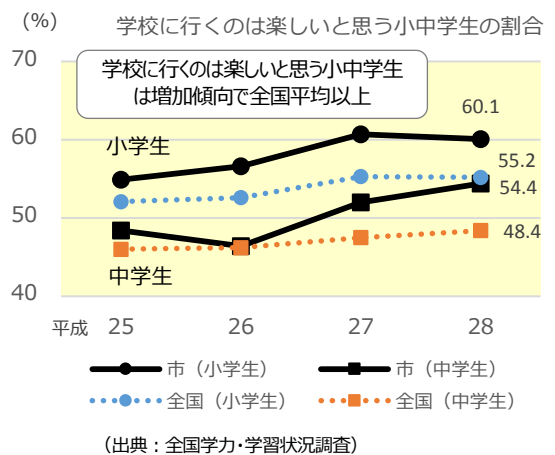
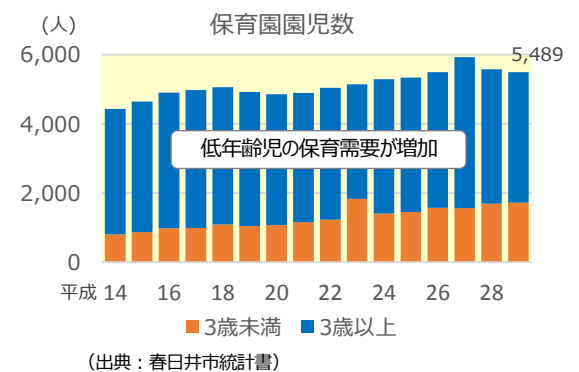
1 子育て

- ①本市の合計特殊出生率(平成27年1.67)は、全国(1.45)や愛知県(1.57)の平均値を上回っているものの、出生数は減少傾向にあるため、結婚、出産の希望をかなえることができる環境づくりが必要です。
- ②核家族化の進展や共働き家庭の増加により保育ニーズが増加・多様化するほか、保護者の子育てに対する不安や負担も増加・多様化しているため、社会全体で子育てを支える環境づくりが必要です。



2 教育

- ①ICTを活用した教育や小中学校の空調機設置などにより快適な学習環境を整えてきましたが、子どもの健やかな成長のため、持続的に良好な教育環境を確保することが必要です。
- ②核家族化の進展やライフスタイルの変化のほか、情報化の進展など社会変化が激しいなか、子どもがたくましく生きていくために、家庭と地域と学校が一体となって、子どもの健やかな成長を支えることが必要です。
- ③学校に行くのが楽しいと思う小中学生は増加傾向ですが、全国各地において顕在化するいじめ問題などをなくすため、思いやりの心を育むとともに、子どもの不安や悩みに対するきめ細かな支援を行う仕組みづくりが必要です。



施策（市の取組み）

1 子育て子育て支援の充実

- ①妊娠、出産、子育てに関する不安や負担を軽減するほか、母子の健康を守り、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を図ります。
- ②保育園などの整備、多様で良質な保育サービスの提供を行い、保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応するほか、地域の支えのなかでの子育て子育て支援を促進し、子どもの健やかな成長を支援します。
- ③ひとり親家庭や特別な支援を必要とする家庭への支援を行うほか、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応や子どもの貧困対策を推進し、家庭環境に関わらず子どもが希望を持つことができる社会の実現を図ります。

【関連する主な個別計画など】

- ・新かすがいっ子未来プラン（平成27～31年度）

2 良好な教育環境の整備

- ①学力と体力の向上を図るとともに、多様化する教育ニーズへの対応や快適な学習環境の確保を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます。
- ②家庭や地域とのつながりのなかで、魅力ある学校づくりと教育力の向上を図り、学びを通じて、礼儀、思いやりや感謝の心を育み、ふるさとに対する愛着と誇りにつなげます。
- ③安全・安心な学校給食の充実と食育を推進するほか、学校や地域における子どもの安全確保を図り、子どもの健やかな成長を支えます。
- ④いじめの未然防止や早期発見、不登校の子や特別な支援を必要とする子への支援などに取り組むほか、子どもを守るための相談体制の充実を図り、子どもと保護者が安心して生活ができる環境づくりを推進します。

【関連する主な個別計画など】

- ・春日井市教育大綱（平成28年～）
- ・春日井市いじめ防止基本方針（平成29年～）

成果指標

項目	成果指標	現状	目標
子育て	子育てしやすいまちだと思ふ人の割合 (%)	①66.7	①75.0
	①未就学児の保護者	②59.4	②75.0
	②小学校低学年児童の保護者	③58.3	③75.0
	③小学校高学年児童の保護者	(H25)	(H35)
	年少人口 (0～14歳) の数 (人)	44,285 (H29)	40,000以上 (H39)
	保育園の待機児童数 (人) ※4月1日時点	0 (H29)	0 (H39)
教育	学校に行くのは楽しいと思ふ小中学生の割合 (%)	①60.1	①65.0
	①小学生	②54.4	②60.0
	②中学生	(H28)	(H38)
	不登校の小中学生の割合 (%)	①0.6	①0.4
	①小学生	②3.7	②3.0
	②中学生	(H28)	(H38)

私たち一人ひとりができること

- 家族のふれあいを通じて、子どもの自尊心・自立心、基本的な生活習慣、社会的なマナーなどを育むこと
- 家族で楽しく食事をしたり、子どもの話を聞くなど子どもが健やかに育つような家庭づくりをすること
- 妊婦や乳幼児を連れた人に配慮すること
- 子どもの手本になるように大人が率先して笑顔であいさつや声かけを行い、思いやりのある行動をすること
- 学校や地域の行事、PTA活動などに参加、協力すること
- 子育ての経験や知識などを地域の子どもや子育て家庭のために活用すること

地域のみんなでできること

- 身近な子どもや子育て家庭への声かけなどを行い、「地域の子ども」として地域全体で見守り、育てること
- 子育てや教育に関する相談体制の充実や居場所づくりなどの取組みに協力すること
- 子どもが参加しやすいイベントや行事を開催すること
- 地域の歴史や文化を伝えるほか、子どもが多様な経験をすることができる機会を設けること
- 芋ほり、果物狩りなど子どもが食や農に親しむイベントを開催すること
- 子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、子どもの登下校を見守ること
- 学校などと協力し、地域の子どもやその保護者の様子を気づかうこと

市内の事業者ができること

- 安心して結婚、出産ができる職場づくりをすること
- 育児休業の取得促進など従業員の子育てを支援すること
- 学校が行う職場体験や校外学習などに協力すること

政策分野 4 市民活動・共生・文化・スポーツ

政策分野4 市民活動・共生・文化・スポーツ

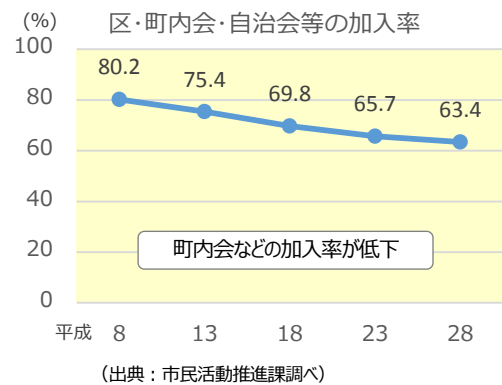
めざすまちの姿

- 人を思いやり、ともに助け合うまち
- 誰もが尊重され、大切にされるまち
- 文化・スポーツに親しむまち

現状と課題

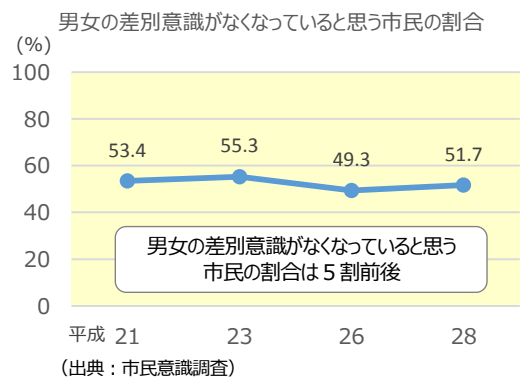
1 市民活動

- ①核家族化や少子高齢化、価値観の多様化などにより、家族や地域だけでは解決できない生活課題が増えたため、市民と行政がそれぞれの役割と責任などを再確認し、相互に理解し、連携することが必要です。
- ②町内会などの加入率が低下するとともに、地域活動の担い手の不足が懸念されるため、住民同士のつながりを深めるほか、誰もが地域の担い手として活躍できるための環境を整えることが必要です。
- ③増加・多様化する地域課題に対応するため、町内会やNPOなどの市民活動の活性化と、より多くの市民がボランティア活動や市政に関心を持ち、参加することが求められます。



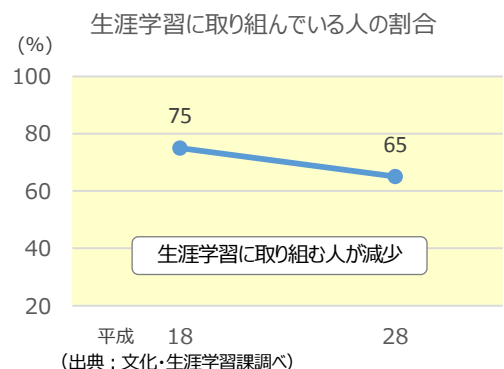
2 男女共同参画・多文化共生

- ①男女の差別意識がなくなっていると思う市民の割合は5割前後で、男女間の意識の差（平成28年度：男性57.8%、女性48.1%）があるため、男女が互いに尊重し、個人としての能力を発揮することができる社会を実現することが必要です。
- ②外国人住民の増加や国際化が進展するなか、地域で外国人と交流している市民は少ないため、外国人住民の自立と地域参加を支援するとともに、多様な場面での外国人との交流を通じ、互いの文化を認め合う意識を醸成することが必要です。



3 文化・スポーツ・生涯学習

- ①地域の文化や伝統に誇りを感じている市民の割合が低いため、文化や歴史を大切にするとともに、文化芸術に親しむための取組みが必要です。
- ②スポーツをする環境が整っていると思う市民の割合は39%に留まっているため、多くの市民がスポーツを親しむための環境づくりが必要です。
- ③自ら学習することが健康づくりや生きがいづくりにつながることを期待されるなか、生涯学習に取り組む人は減少しているため、多くの市民が学習活動を行うことができる環境づくりが必要です。



施策（市の取組み）

1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進

- ①地域の課題解決に向けた町内会活動への支援とその担い手の育成を図り、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを推進します。
- ②住民が気軽に集まることのできる場の充実や地域における多世代交流を促進し、寛容で活力ある地域づくりを推進します。
- ③地域の課題解決や活力の創出に自発的に取り組む市民活動団体を支援するほか、これらの活動への関心を高めて、人を思いやり手を差し伸べることが生きがいにつながる生活文化の醸成を図ります。

【関連する主な個別計画など】

- ・春日井市市民活動促進基本指針（平成24年～）

2 ダイバーシティ（多様性）の推進

- ①誰もが互いの人権を尊重し、性別や世代による固定的な役割分担や差別の意識の解消を推進し、個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整備することで、ともに支え合う社会の実現を図ります。
- ②地域活動、教育、文化など多様な場面での多文化共生を促進することで、国際化に対応できる人材の育成を図るほか、互いの文化や習慣、価値観を理解し、認め合うことのできる社会の実現を図ります。

【関連する主な個別計画など】

- ・春日井市多文化共生プラン（平成20～29年度）
- ・新かすがい男女共同参画プラン（平成24～33年度）
- ・春日井市DV対策基本計画（第2次）（平成26年～）

3 文化・スポーツ・生涯学習の推進

- ①書道文化の振興や地域文化財の保存と活用を図るとともに、文化芸術に親しむ機会や場の充実と文化芸術活動を担う人材の育成を促進し、誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくりを推進します。
- ②身近にスポーツに親しむことができる機会や場を確保し、生涯スポーツやコミュニティスポーツを推進するとともに、スポーツ活動を支える人材の育成を促進し、誰もがいつでもスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。
- ③公民館、図書館などの施設を活用した学びと交流の機会や場の提供と参加しやすい環境づくりを推進するほか、学びの成果が地域の活力や自らの心の豊かさにつながるよう支援し、市民の自発的な学びと多様な交流を促進します。

【関連する主な個別計画など】

- ・かすがい市民文化振興プラン（平成20～29年度）
- ・春日井市スポーツ振興基本方針（平成26年～）
- ・朝宮公園整備構想（平成28年度～）
- ・春日井市生涯学習推進計画（平成20～29年度）

成果指標

項目	成果指標	現状	目標
市民活動	地域活動やボランティア活動に参加している人の割合 (%)	46.2 (H28)	55.0 (H38)
男女共同参画・ 多文化共生	男女の差別意識がなくなっていると思う市民の割合 (%)	51.7 (H28)	57.0 (H38)
	異文化理解のために開催された講座の受講者数 (人)	3,830 (H28)	4,000 (H38)
文化・スポーツ ・生涯学習	文化・スポーツ活動や生涯学習に関する団体の会員数 (人)	60,099 (H28)	60,300 (H38)

私たち一人ひとりができること

- 困っている人がいたらやさしく声をかけること
- 近所の人へのあいさつや声かけ、住民同士のコミュニケーションを積極的にとること
- 自分の住んでいるまちに関心を持つこと
- 祭りなど地域の行事に参加、協力すること
- 家庭や地域の中で自分にできることを考え、行動すること
- ボランティア活動に参加すること
- まちづくりの担い手として市政に関心を持ち、参加すること
- 心豊かに暮らすよう趣味や生きがいを見つけて楽しく暮らすこと
- 学習活動や文化・スポーツ活動など通じて、身近な人と仲良くなること

地域のみんなでできること

- 「他人事」になりがちな地域づくりを、「自分事」として主体的に取り組むこと
- 地域活動の中核となるリーダーや組織をつくること
- 住民同士が楽しく交流できる場や機会をつくること
- 地域の歴史や文化を共有し、次の世代に伝えること

市内の事業者ができること

- 地域の一員として地域の行事に参加したり、地域住民と交流するイベントなどを開催すること
- ハラスメントの防止など誰もがともに働きやすい職場づくりをすること
- 市民の学習活動や文化・スポーツ活動を支援すること

政策分野 5 都市基盤・産業

政策分野5 都市基盤・産業

めざすまちの姿

- 快適な住環境が整ったまち
- 活力を生み、人が集い交流するまち

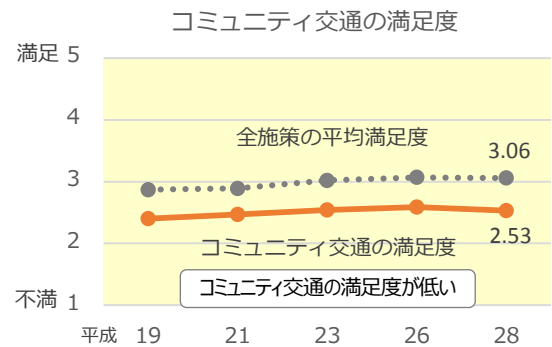
現状と課題

1 都市基盤

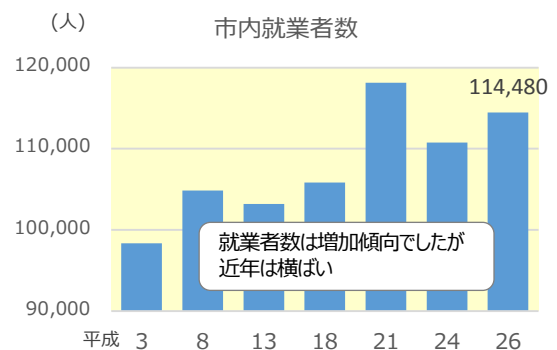
- ①人口増加に伴う基盤整備を行い快適な住環境を構築してきたなか、今後は人口減少や少子高齢化に対応しつつ、まちの活性化と快適な住環境を維持するまちづくりが必要です。
- ②高齢化の進行により高齢者の移動に不便が生じている地域もあり、交通に不便を感じている市民が多いため、地域における交通網の充実が必要です。
- ③人口が急増した昭和40年代、50年代に整備されたインフラ資産の老朽化が進んでいるため、健全な財政運営を維持しながら計画的な維持管理が必要です。
- ④市街地開発や都市化の進展により憩いの空間の減少が懸念されるため、生活にやすらぎや潤いを感じることができる場の確保が必要です。

2 産業

- ①生産年齢人口の減少による労働力の低下や購買力の減少により、経済活動の規模が縮小し、雇用機会の減少、税収の減少などへの影響が懸念されるため、新たな雇用機会の創出につながる産業の活性化が必要です。
- ②人口減少や少子高齢化が見込まれるなか、にぎわいの創出を図るため、幅広い産業集積などの地域資源を活用するほか、身近な地域で買い物ができる利便性の向上が必要です。
- ③労働人口の減少や不透明な社会経済情勢においても、性別や世代を問わず安心して働くことができ、本市で働くことが幸せにつながるような環境づくりが必要です。
- ④農業従事者の高齢化や都市化の進展により農業を取り巻く環境の厳しさが懸念されるため、農への関心を高め、理解を深める取組みが必要です。



(出典：市民意識調査)



(出典：経済センサス調査)

施策（市の取組み）

1 都市基盤整備の推進と公共交通の整備

- ①良好な市街地の整備と保全のもと秩序ある土地利用を促進するなかで、鉄道駅周辺の整備促進や地域の特性に応じた拠点の形成と活用による活性化のほか、都市機能の誘導・充実を図り、魅力ある住環境の形成や新たな交流とにぎわいの創出を推進します。
- ②住み慣れた地域での生活を支える公共交通の利便性の向上と利用促進を図るほか、地域の実情に合わせた移動手段の確保や日常生活に必要な機能の集約を促進します。
- ③快適で安全な生活環境の維持のため、道路、橋梁、排水路、上下水道などの計画的な整備・維持管理を行います。
- ④やすらぎを感じ、地域に愛される空間の承継と創出を図るため、良好な河川環境の保全、緑化の推進、公園や街路樹の整備・維持管理を行うほか、これらにおける市民参加を促進します。

【関連する主な個別計画など】

- ・春日井市都市計画マスタープラン（平成22～31年度）
- ・春日井市立地適正化計画（平成28～48年度）
- ・高蔵寺リ・ニュータウン計画（平成28～37年度）
- ・春日井市公共施設等マネジメント計画（平成29～58年度）
- ・春日井市水安全計画（平成23年度～）
- ・春日井市下水道基本計画（平成24～37年度）

2 産業の振興と安心して働ける環境づくりの推進

- ①優良企業の誘致や事業拡大に対応した企業立地を推進し、地域経済の発展や雇用の創出を図ります。
- ②研究開発、設備投資、販路開拓など新たな事業活動を支援するとともに、経営基盤の強化のための支援を行い、新たな事業の創出と企業の成長を促進します。
- ③ワーク・ライフ・バランスを推進するほか、若者、女性、高齢者などの就業や働きやすい職場づくりを促進し、多様な働き方と働く機会を創出することで、安心して働ける環境づくりと生産性の向上につなげます。
- ④春日井の魅力となる地域資源の活用と創出を推進するとともに、地域の商業の活性化を促進し、交流機会の充実と地域のにぎわいの創出を図ります。
- ⑤地域の特性に応じた農業を振興するため、農業の担い手の育成、農地の保全・活用や地産地消による農業経営基盤の充実を促進するとともに、農に親しむ機会と場の充実を推進します。

【関連する主な個別計画など】

- ・春日井市産業振興アクションプラン（平成26～30年度）
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年～）
- ・春日井市農業振興地域整備計画（平成28年～）
- ・新型市民農園基本計画（平成28年～）

成果指標

項目	成果指標	現状	目標
都市基盤	6 駅（JR 勝川・春日井・神領・高蔵寺、名鉄 味美・春日井の各駅）の乗客数（人/日）	138,683 (H27)	140,639 (H37)
	市内バス（名鉄バス・あおい交通バス・かすがいシティバス・サンマルシェ循環バス）の利用者数（千人）	4,683 (H28)	4,683 (H38)
	下水道普及率（%）	68.0 (H28)	72.5 (H38)
	1 人あたり公園面積（㎡/人）	11.3 (H28)	11.5 (H38)
産業	市内就業者数（人）	114,480 (H26)	115,000 (H36)
	ファミリー・フレンドリー企業登録企業数（企業）	22 (H29)	32 (H39)
	市内事業所数（小売・飲食サービス業）（事業所）	3,099 (H26)	3,099 (H36)
	市内総生産における農業の額（百万円）	945 (H26)	945 (H36)

私たち一人ひとりができること

- 公共交通機関を利用すること
- ガーデニングをするなど緑化に取り組むほか、地域での緑化活動に参加すること
- 地域の商店を利用するほか、商店街などのイベントに参加すること
- ワーク・ライフ・バランスを理解し、実践すること
- 地元の食品や製品を購入すること
- 市民農園などで野菜などを作ること

地域のみんなのできること

- 移動時の乗り合いなど住民同士で外出を協力し合うこと
- 道路や公園の清掃、街路樹の手入れなど地域の公共物の維持管理や緑化活動をする事

市内の事業者ができること

- 都市景観や住環境に配慮した事業活動を行うこと
- 労働者が安心して働き続けられる職場環境を整備すること
- 地元の学生や女性のインターンシップなどに協力すること
- 仕事と育児、介護の両立を支援するなどワーク・ライフ・バランスを推進すること
- 働き方改革に取り組むこと

政策分野 6 環境

政策分野6 環境

めざすまちの姿

- 環境にやさしいまち

現状と課題

1 地球環境・自然環境

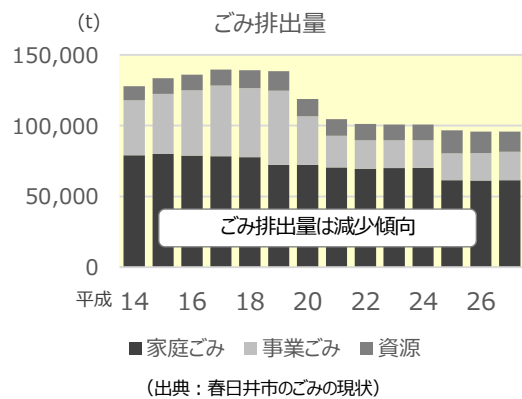
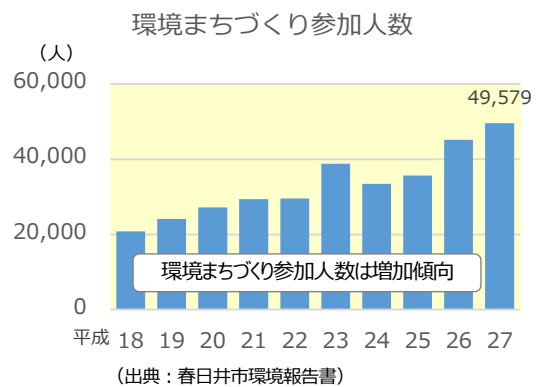
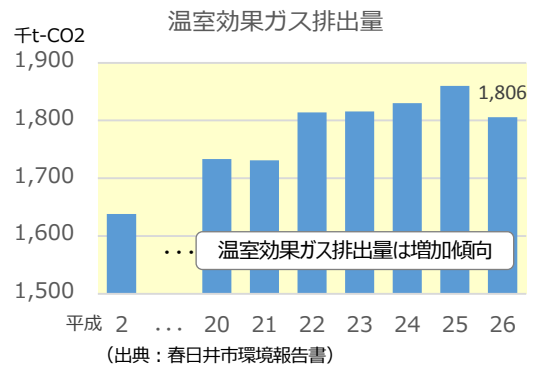
①物質的な豊かさや利便性を求めることで大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会が形成されるなか、地球環境の保全に向けて、市民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化などの地球環境問題に取り組むことが必要です。

②東部地域の丘陵地のほか、市街地の公園、社寺林や緑道などの豊かな自然は、地球温暖化の防止につながるほか、市民にやすらぎと潤いを与えてくれるため、一人ひとりが身近な自然を大切にすることが求められます。

2 ごみ・環境美化

①ごみの排出量は平成17年をピークに減少傾向にあるものの、家庭ごみの減少率は低い状況であるため、さらなる家庭ごみの減量と資源化に取り組むことが必要です。

②不適正なごみの分別や排出、カラスなどによるごみの散乱が見受けられるごみステーションがあるほか、不法投棄やペットのふんの放置、適切に管理されていない空き家などによる衛生面や防犯面での不安が生じるため、モラルの向上を通じた良好な生活環境の確保が求められます。



施策（市の取組み）

1 地球環境の保全と自然との共生

- ①再生可能エネルギーの利用や省エネルギーを意識した行動など環境にやさしい取組みを促進するとともに、事業活動や日常生活における公害の未然防止と環境負荷の低減を促進し、持続可能な社会の実現を図ります。
- ②豊かな自然を守り育てるなかで、自然と親しむ機会や場の充実を図るほか、希少な動植物の保護・再生を促進し、いつまでも身近に自然を感じることができる生活環境の形成を推進します。

【関連する主な個別計画など】

- ・春日井市環境基本計画（平成14～33年度）
- ・春日井市地球温暖化対策実行計画（平成24～62年度）
- ・春日井市空き家等対策計画（平成28～32年度）

2 ごみ減量とまちの美化の推進

- ①「もったいない」の心を育み、3Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。
- ②住んでいるまちを好きになるためには、衛生的で快適な生活環境の確保が欠かせないため、ごみ出しルールやマナーの遵守と地域環境に配慮した環境美化意識の向上を促進するほか、地域における自主的な環境美化活動を促進します。

【関連する主な個別計画など】

- ・春日井市ごみ処理基本計画（平成24～33年度）

成果指標

項目	成果指標	現状	目標
地球環境・ 自然環境	1世帯あたりの電力使用量 (kWh)	調査中 (H)	調査中 (H)
ごみ・ 環境美化	1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	706 (H28)	660以下 (H38)
	ごみ出しルールやマナーが守られているごみステーションの割合 (%)	79.6 (H26)	90.0 (H36)

私たち一人ひとりができること

- 自然にふれあい、自然を楽しむこと
- 自家用車に乗らず、公共の交通機関や自転車の利用をすること
- 電気・ガス・水を節約すること
- エコドライブやクールビズなどの環境に配慮した行動を実践すること
- 省エネルギー・低炭素型の製品やサービスを選択すること
- 物をできるだけ長く、大切に使うこと
- ごみの量を少なくし、資源の分別やリサイクルにより物を再利用できるようにすること
- ごみ出しルールやマナーを守ること
- ごみのポイ捨てを行わないほか、ペットの散歩時のふんの処理などのマナーを守ること
- 地域の清掃活動に参加すること

地域のみんなでできること

- 自然にふれあう機会や場をつくること
- 清掃活動や植栽の手入れをすること

市内の事業者ができること

- 環境にやさしい商品やサービスを提供すること
- 再生可能エネルギーの導入、省エネルギー・高効率化機器の導入をすること
- ごみの減量、資源の分別やリサイクルをすること
- 地域の清掃活動に参加すること

第4部 総合計画の実現に向けて

総合計画の実現に向けて、施策を効果的に推進するために必要な事項について定めています。

第1章 まちづくりの進め方

- 1 効果的・効率的な行政運営
- 2 市民協働の推進
- 3 地域資源を活用した活力の創出

第2章 総合計画の進行管理

- 1 成果指標
- 2 推進体制

第1章 まちづくりの進め方

総合計画の実現に向けた施策を効果的に推進するためには、市が春日井の未来に責任を持ち、効果的・効率的な行政運営を進めるほか、都市経営の中核となり都市全体における多様な主体を活用することが必要です。

そのため、市は、不断の行政改革に取り組み、限られた行政資源を効果的・効率的に活用するとともに、市民、事業者などの都市経営の主体と協力して、地域における資源を最大限に活用し、総合的かつ戦略的な事業展開を図ってまいります。

そして、事業展開における基盤強化のため、「効果的・効率的な行政運営」、「市民協働の推進」、「地域資源を活用した活力の創出」に取り組みます。

1 効果的・効率的な行政運営

少子高齢化の進行・人口減少社会の到来や価値観・ライフスタイルの多様化などに伴い、増加・多様化する市民ニーズと楽観視できない財政状況が見込まれるなか、市は、安定した市民生活を保障するための市民サービスを提供し続けることが必要です。

そのため、市は、市民ニーズを的確にとらえ、質の高い市民サービスを提供できるよう効果的・効率的な行政運営を図りながら、多くの市民が「暮らしやすさ」と「幸せ」を実感することができるまちづくりを進めます。

(1) 情報の共有とICTの活用

市が市民ニーズを的確にとらえるためには、市民の目線に立つだけでなく、市民とのコミュニケーションが欠かせません。多様な媒体を活用した情報発信と積極的な情報公開を推進し、市民と情報の共有を図るほか、ICTを活用した市民サービスの向上を図ります。

①わかりやすい情報発信と情報公開の推進

広報誌やホームページ、SNSなどを活用し、市政に関する情報を市民にわかりやすく発信するほか、急速に進歩する情報通信技術に対応した効果的な情報の発信を図ります。また、積極的な情報公開を推進するとともに、情報セキュリティ対策を徹底し、個人情報など適切な情報管理を推進します。

【関連する主な個別計画など】春日井市情報セキュリティポリシー（平成15年～）

②ICTの活用

市民がわかりやすく、容易に情報を入手し活用できるようICTを活用した市民サービスの向上や地域の活性化を図るほか、ICTを活用した業務の効率化や経費の縮減を図ります。

(2) 職員の育成と機能的な組織体制の整備

地方分権の進展など時代の変遷により自治体のあり方は大きく変化していくため、職員は、自主的かつ主体的に創意工夫をすることや、限りある資源を有効に使って市民ニーズや行政課題に的確かつ迅速に対応していくことが必要です。

経費と職員の縮減、行政課題の増加など職員を取り巻く環境が変化するなか、限られた人員において、最大の効果を上げるためには、新たな時代にふさわしい職員の育成と組織の効果的な活用による生産性の向上が重要となります。

【関連する主な個別計画など】春日井市人材育成基本方針（平成25年～）

①職員の意識改革と能力開発

人材育成基本方針（平成25年4月策定）を具現化するための具体的な整理（目標設定、事業計画など）と推進体制を確立し、市民感覚、経営感覚、チャレンジ精神などを備えた職員を育成するほか、コンプライアンスの徹底を図ります。

②機能的な組織体制の整備

総合計画を効果的・効率的に推進するための機能的な組織体制を整備するほか、既存の組織の枠にとらわれず、組織内外のつながりを深め、市民ニーズや行政課題にスピード感をもって対応できる柔軟な体制づくりを推進します。

(3) 計画的な行政運営と自律した財政運営

質の高い市民サービスを提供するためには、本市を取り巻く社会経済情勢の変化を察知、認識した上で、計画的に施策を展開するとともに、新たな財政需要にも対応できる財政基盤を確立することが必要です。

毎年度、事業の進捗状況などを検証しながら、成果を重視した行政運営を進めるとともに、収支の均衡を保持し、将来世代に過度の負担を残さぬよう自律的な財政運営を図ります。

【関連する主な個別計画など】春日井市中期財政計画（平成25年～29年度）

①計画的な事業の実施

基本構想で掲げた政策方針、基本計画で掲げた重点方針や施策とその基本的な方向性に基づき、個別の行政分野に係る具体的な事業を整理し、財政収支の見通しとの整合を図った上で計画的に推進するほか、財政規律を持ち、財政の健全性を保ちます。

②総合計画と財政運営の連動性

事業点検と施策点検などによる事業の有効性や重点施策と予算編成の連動性を高めるほか、未来に向けた計画的な投資を行うなど、事業の選択と集中により限られた財源の効果的な配分を図ります。

(4) 民間活力の活用と多様な主体との連携の推進

これまでの行政の考え方や枠組みにとらわれることのない新たな発想や仕組みの活用は、新たな行政課題への対応や質の高い行政運営につながることを期待されます。

目的や有効性を見極めた上で、民間活力の活用や自治体間の連携など多様な主体との連携を推進します。

①民間活力の活用

市民サービスの質の向上と効率化を図るために積極的に民間事業者等の活力を活用するほか、多様化する行政課題を解決するために民間の発想や経営手法を取り入れ、質の高い行政運営を図ります。

【関連する主な個別計画など】

- ・ PPP/PFI手法導入検討要領（平成29年～）
- ・ 公の施設の管理方針（平成26年～）

②多様な主体との連携の推進

市民の生活や経済活動の範囲が行政区域を越えて行われるなかで、市民の利便性の向上と共通の行政課題の解決を図るため、目的や役割を共有した上で、近隣の自治体などとの自治体間の連携を推進します。また、地域の課題解決に向けた研究や教育、社会貢献に取り組む大学や事業者との連携を推進します。

2 市民協働の推進

核家族化や少子高齢化の進行などに伴い、家族や地域だけでは解決できない生活課題が増加、多様化するなか、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現するためには、市と市民が、連携・協力することが欠かせません。

市と市民は、地域や社会の課題を解決するための目的を共有した上で、お互いの役割と責務を自覚し、自主性と主体性を尊重し、対等な立場で助け合い、まちづくりを進めることで、多くの人々が「暮らしやすさ」や「幸せ」を感じることができるまちづくりを進めます。

【関連する主な個別計画など】市民活動促進基本指針（平成24年～）

(1) 市民参加の促進

市民協働によるまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりが地域や市政に関心を持ち、身近な暮らしの課題解決に向けた最初の一步を自ら踏み出すことが必要です。

そのため、市民のまちづくりへの関心を高め、「何かやりたい」、「やってもいい」という潜在的な意欲や関心を自発的な行動につなげることで、市民参加の促進を図ります。

①市民意識の醸成

市民活動や市政への参加に関する情報の充実と伝わるための積極的な発信を行うことで、市民がまちの課題を「自分事」としてとらえ、その解決に向けた主体的な行動につながるような意識の醸成を図ります。

②まちづくりに参加しやすい環境の整備

市民活動支援センターなどの施設を活用した市民活動の機会や場の充実とまちづくりへの参加に関する相談体制の充実を図るほか、多彩な市民が出会い、連携するための環境づくりを推進します。

(2) 地域コミュニティの活性化

市民が住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らしていくためには、人と人をつなぐ地域コミュニティが欠かせません。地域コミュニティは、人や地域のつながりを育む場としてだけでなく、地域の課題を解決するための担い手でもあります。

地域の課題解決に向けて、地域コミュニティが主体的に活動するための環境を整備するほか、多様な主体が連携し、それぞれの強みを活かし、弱みを補完し合う仕組みづくりを支援することで、地域の活性化と持続可能な地域コミュニティの構築を促進します。

①町内会等の活性化の促進

地域活動の中心的な役割を担う区・町内会・自治会の活動状況を把握し、それぞれの地域の特性や課題に応じた支援を行うほか、主体的かつ継続的な地域活動を支えるための基盤づくりを促進し、地域の活性化を図ります。

②新たな仕組みづくりの推進

区・町内会・自治会を始めとする多様な主体が連携し、計画的に地域の課題解決や未来の地域づくりに取り組む活動を支援し、地域の特性に応じた新たなコミュニティや仕組みの創造を推進します。

(3) 市民サービスの担い手づくり

地域の課題解決に向けて、地域という枠を超えて、防災、福祉などの目的やテーマを持って主体的に活動するNPOやボランティア団体などの市民活動団体の活動が多様化しています。

市は、市民が多様なサービスの提供を受けることができるよう、公益的な活動を行う市民活動団体が市民サービスの担い手として活躍するための環境の整備を図ります。

①市民活動団体の基盤強化

市民活動支援センターを中心とした市民活動団体同士のネットワークの広がりを図るほか、活動の目的や内容に応じた支援や市民への情報発信をすることで、課題を解決する能力の向上、団体の認知度や信頼性の向上を促進します。

②新たな市民力の育成

市民活動の担い手のすそ野を広げるための支援、若者の市民活動への参加促進、学校教育における市民活動の体験の提供などを推進し、市民活動の担い手の発掘と育成を図るほか、新たな取組みに対する支援と活用を図り、市民活動団体の持続的な発展を促進します。

(4) 市民協働の推進体制の整備

市は、多様な主体との対話や交流を通じて、市民ニーズを的確にとらえるほか、行政のあり方やまちづくりの進め方を考えることができます。

市民協働によるまちづくりを推進するため、職員一人ひとりが市の役割と責務を理解し、意識の向上を図るとともに、市民協働を効果的に実践するための体制を整備します。

①市民と行政をつなぐ職員の育成

職員は、多様な市民との対話を積極的に行い、ともに行動することで、市民協働を牽引するほか、地域活動やボランティア活動に対する理解を深め、地域の一員として様々な分野で活躍できる職員をめざします。

②市の推進体制の整備

市民活動促進基本指針（平成24年11月策定）を具現化するための具体的な整理（目標設定、事業計画など）を行うほか、地域の課題に迅速かつ的確に対応するための組織横断的な体制を整備し、総合的かつ計画的な市民協働を推進します。

3 地域資源を活用した活力の創出

今後の少子化や人口減少を見据えるなかで、本市が選ばれるまちとして将来にわたって持続可能な都市を築くためには、新たな活力やにぎわいの創出を図ることが必要です。

市内の豊かな自然、今までに築き上げた都市機能のほか、地域の歴史や良好な景観など本市の特性や魅力といった地域資源を最大限に活かし、誰もが愛着と誇りを持って住み続けることができるまちづくりを進めます。

(1) 公共施設等の効果的な活用

本市の公共施設等の多くは、人口急増期に整備され、すでに老朽化が進行しているため、適切に維持管理するほか、市民サービスの質を維持することが必要です。

公共施設等の適切な維持管理とその費用の抑制を図るとともに、公共施設等のあり方や機能を常に見直し、次世代に良質な公共施設等を引き継ぐことを推進します。

【関連する主な個別計画など】 春日井市公共施設等マネジメント計画（平成29～58年度）

①既存施設の長期活用

既存の公共施設等の適切な維持管理による長寿命化を図り、これらの長期活用と安全確保を図るとともに、これらの更新や維持管理を総合的かつ計画的に行うことで経費の抑制を図ります。

②付加価値の創出

公共施設等の大規模修繕に合わせ、新たな交流の場やにぎわいの創出などの付加価値を備えた整備に努め、各施設の機能を最大限に活かすための施設整備を推進します。

③未来への投資

公共施設等の新設を行う場合は、市民ニーズや費用対効果の検証を行った上で、施設の複合化や統合など効果的な活用と経費の抑制を図ります。

(2) 効果的な土地利用の推進

持続可能な都市を築くためには、人口減少を見据え、拡大型のまちづくりから転換し、市街地の拡散を抑制するほか、将来を見据えた土地利用が必要です。

都市計画上の用途区分に応じた適切な土地利用を推進するほか、充実した広域的な交通網や幅広い産業集積を活かした秩序ある土地利用を推進し、各地域の特性と可能性を活かした総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

【関連する主な個別計画など】

- ・春日井市都市計画マスタープラン（平成22～31年度）
- ・春日井市立地適正化計画（平成28～48年度）
- ・春日井市都市交流拠点将来ビジョン（平成19年～）

①都市機能の誘導

人口減少に対応できるよう市街化区域内に居住や医療、福祉、商業等の適切な都市機能の誘導・集約化を推進し、魅力的な居住環境の形成を図ります。

②都市拠点の形成

鉄道駅周辺においては、多様な都市機能を集約して利便性の高い拠点づくりを推進するほか、それぞれの地域の個性と特長を活かし、拠点を核とした新たな交流の場やにぎわいの創出を図ります。

③秩序ある土地利用

無秩序な開発を抑制することで豊かな自然を保全し、憩いとやすらぎのある空間の活用を図るほか、住環境と自然環境に配慮した秩序ある土地利用のもと、未来への活力の創出や生活環境の改善を図ります。

(3) 戦略的かつ効果的な魅力発信の推進

我が国の人口減少が進むなか、全ての自治体は、自らの魅力を高めるための取組みと情報発信を積極的に行っています。

観光都市ではない本市は、市民の愛着と誇りを育み、いつまでも住み続けたいなるまちを築くほか、戦略的かつ効果的な魅力の発信を行うことで、若い世代から選ばれるまちとなる必要があります。

①愛着と誇りの醸成

本市の「暮らしやすさ」に磨きをかけ、戦略的かつ効果的に発信することで、春日井を好きな人を増やし、春日井に対する愛着と誇りを次世代に引き継ぐほか、春日井の魅力を高める取組みや人材を育み、新たな魅力とにぎわいの創出につなげます。

②シティプロモーションの推進

ターゲットとタイミングを定め、本市の魅力を総合的に発信するほか、市民、事業者など多くの主体がまちづくりの主役として情報発信をすることを促進し、まちの活力となる人や企業から選ばれ続けるまちをめざします。

第2章 総合計画の進行管理

総合計画を効果的・効率的に推進していくためには、取組状況を常に点検し、適切に評価し、その結果に基づき改善をする多層的なPDCAサイクルを確立し、より効果の高い成果を挙げられるよう継続的な見直しをすることが必要です。

そのため、総合計画の進捗を測るため、次のとおり成果指標を活用するとともに、推進体制を整備し、取組みの効果検証と評価を行います。

1 成果指標

総合計画の進行管理について、市民とともにわかりやすく行うため、施策ごとに成果指標を設定しました。

成果指標については、各政策分野のめざすまちの姿の達成度を確認するための一つの目安として活用します。

客観的な数値による「客観的指標」と市民の評価による「主観的指標」を組み合わせ、わかりやすいものとし、その推移を検証に活用し、改善するまでのPDCAサイクルを確立し、「見える化」することで計画の進行管理を行います。

- ・客観的指標 実績数値により成果を客観的に表し、定量的に把握する指標
- ・主観的指標 市民の満足度など市民がどのように感じているかを表し、アンケート調査などにより把握する指標

2 推進体制

総合計画の実現に向け、全ての職員がその責任と権限に応じて、創意工夫し、施策を推進し、事業を実施します。

(1) 事業点検

施策を構成する様々な事業の点検を行い、点検結果や社会経済情勢を踏まえて、事業や業務の改善につなげます。

(2) 施策点検

事業点検結果を踏まえて、施策ごとに、成果指標などを活用した点検を行い、点検結果や社会経済情勢を踏まえて、次年度の事業のスクラップ&ビルドや重点事業の設定につなげます。

(3) 重点事業の設定

施策点検と事業点検の結果や社会経済情勢を踏まえ、毎年度、各部における重点事業を設定します。

(4) 附属機関の活用

施策点検と事業点検を効果的・効率的に改善につなげるため、個別の行政分野に係る計画などを審議する附属機関を活用します。

(5) 全体検証

総合計画が適切な推進体制のもと、効果的・効率的に推進されているかなどについて点検するため、外部の有識者などによる検証を行います。

